

第三十八回 参議院内閣委員会会議録第二十七号

(四三三)

昭和三十六年五月十八日(木曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

五月十七日委員大泉寛三君辭任につき、その補欠として上原正吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
堀見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴園 哲大君
大和 与一君
横川 正市君
吉田 法晴君
田畑 金光君
小澤佐重喜君
國務大臣 迫水 久常君
國務大臣 西村 直己君
政府委員 入江誠一郎君
人事院総裁 滝本 忠男君
人事院事務総 局長 忠男君

内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長 山口 西君
行政管理局長 加藤 陽三君
防衛庁長 小幡 久男君
官官房長 小幡 秀弘君
防衛庁教育局長 木村 敏夫君
防衛庁人事局長 丸山 信君
防衛庁経理局長 塚本 幸章君
防衛庁整備局長 大石 幸章君
調達庁長官 大石 幸章君
調達庁総務部長 大石 幸章君
事務局長 大石 幸章君

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 大蔵省主計 新保 実生君
局主計官 大蔵省主計 新保 実生君

説明員

大蔵省主計 新保 実生君
局主計官 大蔵省主計 新保 実生君

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(吉江勝保君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

○委員(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、大泉寛三君が辭任され、上原正吉君が選任されました。

○委員(吉江勝保君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

政府側出席の方は、西村防衛庁長官、加藤官房長、小幡教育局長、小野人事局長、木村経理局長、塚本整備局長、麻生防衛審議官でございます。

○下村定君 先週の本曜日の本委員会でも申し上げましたこと、一般的な質問、たとえば国際情勢に関することだとか、こういう問題は、総理大臣の御出席の際にあわせてお伺いすることにして、とりあえず、ただいま上程されております防衛二法案の内容に直接関係のあるものについて質疑を申し上げたいと存じます。

その前に一つお伺いしたいことは、御承知のように、先般アメリカのケネディ大統領が国防予算案を發表いたしました。日本として、何もそれに左右されることは一つもないのでございませうけれども、あとの中に、日本の防衛力整備につきましても多少関係のあるようなことが現われております。それにつきまして防衛庁長官の御意見を承りたいと存するのでございます。

もう御承知の通りでございますが、私の伺いたい点を申しますと、第一

に、ケネディ大統領は、自由諸国は、一連の限定戦争によって危うくされているという観念に立ちまわって、全面的戦争の抑止力を強化すると同時に、限定戦争の対策を重視しているのではありません。ケネディは、国防予算案におきまして、限定戦争に対する軍事は、非核兵器をもって阻止し得るように整備する、なお、通常兵器で阻止できないような大規模の侵略に對しては、アメリカは適当な兵器をもつて、いかなる行動にも出来るだけの用意を整えたと申しまして、在米型の軍事力の強化を命じております。また、同じ教書で、彼は、限定戦争に対する局地的防衛の負担は、地元国民及び軍隊が負うべきである、事実このような事態が起こった場合、第一に侵略に對抗するのはその地域の部隊であるから、それら諸国の防衛力に期待する、米國は地元部隊の強化のために援助を惜しまないとしております。これらの点について長官の御意見を伺いたいと存じます。

○國務大臣(西村直己君) ケネディの新政策が、国防予算案と同時に、六億ドルの追加予算を議會に要求したわけでありませう。先般見まして、私もよく検討いたしております。いろいろの点が出ておまして、シヴィル・コントロールの強化とか、全面戦争あるいは制限戦争等に対する態度、特に、ただいま下村先生からおっしゃいました限定戦争能力、言いかえれば集団安全保障体制下における与國と申しますか、一緒にやっていく國において

は、制限戦争能力について十分の充実ははかることを期待し、また、米國自体も、通常兵器、あるいはその他間接侵略に對しての用意をする、こういうような趣旨でございませう。それらを一応にらみ合わせまして、また、わが國独自の立場から、局地戦と申しますか、制限戦争に對しましては、十分国力、國情に應じた範囲内におきましてやっております。それが当然本年度予算における増勢でもありませうし、また、同時に、防衛庁あるいは自衛隊法の関係法律を御審議願っている部分でもございませう。また、それを根底といたしまして、これから五カ年間にわたる長期防衛計画におきましても、こうした世界情勢あるいは集団安全保障体制下の日本としての気持を十分織り込んで参りたい、こういう趣旨でわれわれ努力をいたしております。

○下村定君 前々回の委員会におきまして、防衛庁長官に、私から陸上部隊の改編につきまして、衆議院においていろいろの観点から質疑が行なわれております。また、これに対する当局の御答弁もたびたびあったのでございませうが、それを通過してみますと、御答弁におきまして、答弁される方が一人でないために、多少ズレがあるとか、あるいは何か少しの足りないような点があるという点を感じましたので、前々回に長官にお願いしました。この際、長官から、あらためて統一的な御見解を承りたいということを申したのでありますが、それをまず承りたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 防衛庁設置法、あるいは自衛隊法の改正におきましては、いろいろな部分が出ております。しかし、その骨幹をなすものは、陸上におきましては師団編成がえでございまして、十三個の師団単位に従来の陸上自衛隊を改編するのであります。ただ、これは第一次計画の定員のワケ内でこれを行なうというのであります。すなわち、兵力を特に新しくこれによって直ちに増強するものではないことは御存じの通りでございます。

そこで、従来の十単位、六管区四混成団を、なぜ十三の単位に切りかえるかというところに中心を置いて御説明申し上げますと、もちろんこれは長い間の運用上の結果こうしたのでございまして、自衛隊の目的を変えたからという意味ではございません。言いかえますれば、自衛隊のまず目的は、自衛隊法によって、外敵に当たると同時に、間接侵略、その他警察支援としての公共秩序の維持という本来の任務には変わりはないといたしません。その任務遂行のために、さて十三個の単位に分けたのはどういふ点であるか。一つは、従来から御説明申し上げておりますように、地形に応じたということでございます。長い車両を持ちました隊列の大きな一萬以上の管区隊が機動力を発揮しますには、あまりにわが国の国情に即さない、こういう運用上の点から、むしろ小型化して単位数を多くするということが一つの点であります。それによってさらに機動力が発揮できる。さらにもう一つは、大隊と申しますか、中隊の一つの結節と申しますか、師団の中の中間のさらに組成単位を一つ削りまして、下部段階のいわゆる中

隊と申しますか、この部分を大きくした、これによっていわゆる独立した戦闘能力を発揮させよう、こういう部分が下村先生の御指摘の通りあるのでございます。特に戦闘能力の増強ということは、専門にわたりましては加藤官房長等から細部御説明申し上げますが、一応小型化しますと、従来の十の単位を持ったものを十三に分けるから、火力は落ちるんじゃないかと思ひますけれども、しかし、これは十のものを十三に分けて機動力を発揮すれば、必ずしも落ちるとも言えませんし、それから今度組織の中でその大隊結節を削つて、中隊を大きくすることによって活動力が大きくなるとか、それに続く単位を、一であるのを三にするとか、いろいろなこまかな技術的な点を改編しておりますから、かなり戦闘力は改善されてくる。その上に、さらに今後、これは当然のことではありますけれども、従来の兵器が古くなつております。あるいは供手兵器で、使えないと申してはあれでありますが、能力がないのを、国内生産によりまして、あるいは新しい武器に切りかえまして體質改善を行なつていく、これによつても十分戦闘能力は強化されていくんじゃないか。言いかえますれば、貴重な国費を使つておるのに對して、国民の期待に副うように活動力を発揮せしめるようにしたい、こういう趣旨でございます。なお、戦闘能力の向上につきましては、加藤官房長からも補足をさしていただきますと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) ただいまの長官の御答弁で大体のところは尽きておるのでありますが、若干補足して申し上げたいと思ひます。

師団の改編の目的は、わが国の地形に適合するように小型化し、これを軽量化するとともに、機動性を強化する、さらに部隊の戦闘能力を向上したというのが主たるねらいでございます。このことはただいまも長官がおっしゃいましたが、今までやつておりますのが陸上自衛隊の訓練、あるいは作戦と申しますか、それにおきましては、管区隊について申し上げますと、普通科連隊を中心といたしまして、これに特科、特車、施設というふうな職種の部隊を加へまして、一単位が約四千人、車両数が約六百両ということであつたのでございます。これを運用してみますと、どうもわが国は山岳地帯が多くて平野が少ない、機動性に乏しい地形から考えまして重過ぎる、これを軽くしたいというので、今度は人員を約二千名、車両約三百五十両というふうにして、小型化して、しかも機動力を付与しよう、これが第一でございます。

第二には、今の管区隊においては、普通科連隊は三つでございますけれども、これを補助する部隊、通信とか武器とか輸送というふうなものは一つでございます。これを三つに分けてそれぞれ支援するという格好になつておりますので、どうもこれはやはり独立戦闘能力を発揮するといふ意味から申して適當でない、これらの通信、武器、輸送というふうなものを、それぞれの単位において一つのまとまつた部隊として行動し得るようになつて編成しよう、現在は三個単位でございますが、これはやはり今までの運営の経験上から見まして、四つぐらいの単位を持つことが、奇襲に備へ、かつ、戦略的な

予備力も持てることになるので、この方が適當であらうといふふうな事情もあるわけでございます。御承知の通り、ペントミックス師団等におきましては五つの師団になつておりますが、これはわが国の地形等から見まして、少し大き過ぎはしないか、四個ぐらいが適當ではないかということでございます。

それから、今も長官からお話ございましたが、中隊、大隊、連隊とあるわけでございますが、その大隊のところの中間の結節を廃止しまして、中隊を大きくしてその装備を強化しよう。今までは中隊の方では、大隊は軽火器だけしか持つていなかったわけでございますが、これは独立戦闘能力に限度があつた。そこで、今度は大隊の結節をやめまして同時に、中隊の人員を増加し、中型の迫撃砲及び大型の無反動砲をこれに装備し、その部隊の力を強化することが運用上能率的であるといふような結論に達したわけでございます。また、この御前意見がございましたけれども、部隊の移動、必要な方面に転隊するということも考えなければいけません。これもやはりこのくらの小型化した方が便利である。また一面、国内の治安の問題、あるいは災害救援といふふうなことを考えました場合におきまして、十三に分けました方がその方への協力をしやすくなるというふうなことがわれわれの考えておる主たるねらいでございます。

○下村定君 十三単位に分けることによって機動力は増加し、また、個々の単位も独立戦闘能力が発揮されるといふ点はよく了解します。

そのほかに治安と関係、それから核兵器を持つたかたんかという問題がやはり衆議院でも出ております。一昨日もこの席で御質問があつたようです。これ念のために伺ひしておきたい。

○国務大臣(西村直己君) まず核兵器の問題でございますが、核兵器については、政府といたしましては、はつきりした態度を国会を通して国民の各位に御説明申し上げたつもりでございます。政策として申しますか、政治として、核兵器というものは、核武装はしない。特に法律上の観点から見ますと、核という問題は、原子力基本法によりまして、平和利用といつて、はつきり制限を示しております。いわゆる、法律の改正なくして核武装ということとはできないといふことははつきりしております。ただ、憲法上の解釈といたしましては、今の憲法から、核武装は絶対にしてはならないという解釈はとれない、こういう趣旨でございます。従つて、その意味から、かりに核の開発が進んで、防衛的な意味、その意味からいへば、小型化などが思ひ切りはかられてきたような場合においては、憲法の理論としては持てないといふことはいえないのではないかと、これが私どもの考え方でございます。ただ、いまのわれわれとしては、政治としては核武装はいたさない、こういうことを、国会を通して、いつも毎回申し上げておる次第でございます。これは政府といたしまして、総理大臣も同じ考えのもとに私どももそういう説明をいたしておるのであります。それから治安能力でございますが、もちろん警察が治安の第一義の仕事

しております。従って、自衛隊の任務は、自衛隊法に規定した通り動きたい、また、運用をはかつていききたい、その趣旨のもとに訓練をして参りたい、こういう考えでございます。従いまして、第一は、直接侵略あるいはそれと相前後する間接侵略、ただ警察が支援能力を失なうような段階においては、要請により、あるいは総理大臣の命令により、治安出動を行なう場合においては、治安の任務が、当然公共秩序の維持回復として出て参るわけでありまして、それにつきましては、部内におきまして、いろいろな従来も方法により研究し、多少の訓練をいたしておりますが、われわれとしまして、今後とも十分にその任務が万全に果たされるように、同時に、国民の誤解を招かないようなやり方で研究なり訓練なりして参りたい、こういうふうに考えております。

○下村定君 いま一つ前々回にお願いいたしておきました点は、この十三師団に改編することを、いわゆる第二次防衛計画の決定に先立ってことしからやらなければならぬか、その点でございます。御答弁願いたい。

○国務大臣(西村直己君) 率直に申し上げますと、従来、昭和三十四年でございますが、前々長官の赤城長官が、北海道において、防衛庁独自の立場で、赤城構想と申しまして発表された中に、確かに十の単位のものに十三に切りかえたい陸上自衛隊について構想がございました。当時としては、二次防衛計画の中の一つの考え方として動いておいたことは私も承知しております。しかし、これは単に当時の防衛庁独自の構想でございます。その後二年

でございましたか、たちました。その防衛庁の当時の二次防衛力整備計画なるものは、結局、選挙、政変あるいは安保における国会のいろいろなできごと等を通して、実行されなかったものであります。その間におきまして、三十六年度の予算編成という問題も起こりました。第一次計画は、御存じの通り、昭和三十五年で一応終了したことになるわけでありまして、しかし、終了いたしましたも、その目標まではできていない。従って、その兵力量の目標の範囲内において、新しくそれではいろいろやらなければならぬことは何かと考えましたところが、従来から研究しておる、陸上自衛隊は現勢力の範囲内においても、防衛目的なり自衛目的なりに役に立つような方法は一日から早く取り上げるべきだという考え方から取り上げた新しいアイデムと申しますか、として取り上げたのが昭和三十六年度における十三個師団の改編、しかも、これは大きな部隊の改編であり、その間に移動等も必要でありますから、二カ年計画ということにいたしましたのでございます。そうしてその三十六年、三十七年の二カ年間に改編する、しかも、それは三十五年までに一応形の上では終わり、内容的にはまだ不完全であったものを補完作業として三十六年度でやる、そうして、それに必要な最小限度の予算を要求したわけでありまして、また、予算審議をいただいたわけでありまして、かたわら、何と申しまして、軍の単位を十から十三に変えるというところは大きな構想でございますから、国防会議という、法律上定められました国としての最高の諮問機関にかけまして御決定をいた

だいた。と同時に、この十三個師団の構想は、当然二次計画なり三次計画、今後の自衛隊の一つのベース、基礎とはなつて参るものだと、こういうふうになつておるわけでございまして、御答弁願いたい。

○下村定君 次の質疑に移ります。

日本の防衛力は、米軍から何らの拘束を受けるものでもない、また、新しい安保条約によつて新しい義務を生ずるものでもないという当局の御見解は、私も全然御同意でございますが、実際自衛隊の兵力を整備するにつきましては、有事の際に米軍からどのような援助を受けるか、つまり兵力の問題、あるいは改編の時期の問題、それらについてよく協議を遂げまして、双方が長短相補つて、一緒になつて、いわゆる総合的な戦略的の態勢を整えるようにすべきだと思ふ。それらの点につきまして、相互の連絡は目下、どういふふうにおやりになつてゐるか、伺いたい。

○国務大臣(西村直己君) 日本の安全を害する事態が起こることは、当然極東の安全、あるいは日米の安全保障に影響することでありまして、ただ、事態の起こり方によつて、日米間の協力態勢は、それぞれその事態に応じて変わつて参ると思ひます。たとえば日本

のようになつて小国における間接侵略であるとか、あるいは部分的な、極地的な紛争というふうな場合、それから、これが海域で起こる場合、あるいは陸上で起こる場合、また、その裏にあるところの諸政策、いわゆる大国間の諸政策の脅威、動き、こういうような問題がどの程度からむかひによつていろいろ変わつて参るかと思ひ

のであります。ただ、基本原則といたしましては、すでに御存じの通り、安全保障体制の大きな運用上支障ないよう、安全保障協議委員会と申しますか、こういうものがございまして、外務大臣、不肖私、それから太平洋洋司令部のフェルト大將、それから在日米国の大使、この四人をもつて構成されておるトップの会合が、それぞれの立場から要求があればやるといふことになつていまして、現在までのところ、昨年一回新安保のもとにおいて行なわれました。これは九月でございます。その後におきましては、特に議題に供すべきものが両方の立場においてないものでございまして、開いておりませんが、時期を得てこれは一度開いてみたいという日本側においては願望を持っておりますが、まだ十分外務省として決定したものでございせん。それから、さらにそのもとにおいて日常どうしてゐるのか、これにつきましては、各幕僚間におきまして、在日駐留の米軍の幕僚間と緊密な連絡をとつて、あるときは研究を遂げるでありまして、いろいろの諸事態において平素緊密な連絡をとらして参り、また、とつておるというものが、現在の状況でございます。

○下村定君 この問題はきつめて重要と存じます。しかし、この安全保障協議委員会というものは、日本から提案をされたものでありますから、これを厳格に実施をして、先ほど申し上げましたような点が、平素からしつかりと双方の力が合つておるといふことがきつめて私大事だと思ひます。それからもう一つ伺ひたいのは、

は、米軍と共同作戦をやる場合を考えますと、多くの場合、米軍から受ける援助というものが空と海に限られるように思ひます。従つて、日本の自衛隊の建設と申しますか、陸海空の振り合ひにつきましては、陸上部隊の兵力の充実、刷新といふことを重要視しなければならぬという感じを持っておりますが、この点はいかがですか。

○国務大臣(西村直己君) お説の通りでございます。日本には、米軍の陸上部隊は数において五千名、これは支援部隊、補給部隊でございます。戦闘力等を持った部隊は少ないのでございます。従つて、陸上に關しては、戦争と申しますか、侵略と申しますか、そういう事態が起こる状況にもよりましかれども、さしあたりは陸上自衛隊において万々の、万遺漏なきを期さなければならぬわけでありまして、その立場から自衛隊は運用して参らなければならぬというところを感じております。もちろん海空もそれぞれの任務はございまして、海空におきましては、アメリカの実勢力といふものが第七艦隊として、あるいは在日空軍その他としてあるわけでございますから、そういう面から陸上自衛隊が、特に陸上自衛隊において私どもが今後十分考へて参りたいことは、いづつや下村先生がおっしゃいましたように、骨格はできております。陣子の骨はあるが、紙が破れておる。その破れておる部分は確かにあるものであります。これらは言いかえれば、普通いわれている体質改善、兵力相互の備蓄の増強、兵力後方支援の強化、これらも十分考へて、今後は留意して参りたい、こういう決意でございます。

○下村定君 次に、統合幕僚会議の機能強化についてお尋ねをいたします。

今度の案に出ております改正は、主として有事の際における三各自衛隊の指揮、運用を円滑に、また合理化するように仕組まれておるものであります。その範囲はもっぱら運用上の問題でありまして、これによってシヴィル・コントロールを侵害するものではないという当局的御説明であります。私はその点は御同感でございますが、この統合幕僚会議の機能を強化するということが必要でないかという考えは、過去の日本軍におきましては、陸、海軍が対立しておりましたために、いろいろな意見の枘格とか、あるいは物の取り合いとか、好ましくない事態が生じたのでございます。戦後の編成は、その点については非常に改良を加えられておりますが、やはり平時におきまして、まだまだ機能を簡素化して、そして能率を上げるという点について考えるべき余地があるのではないかと私は存じます。たとえて申しますと、情報に關すること、補給に關すること、衛生に關すること、これらはできるだけ簡素にしまして、各自衛隊の間に摩擦の起こらないように能率を上げていくことも必要じゃないかと思ふのであります。そういう平時的のこれらにつきまして、どういうお考えでございますか。

○国務大臣(西村直己君) 自衛隊のシヴィル・コントロールは根本の問題でございます。自衛隊の存在自体につきましても、それぞれのお立場で御意見な

り、御批判なりのあることは十分私は知っておりますが、自衛隊というものを、一応憲法上あるいは法律上存在し、許されたものというわれわれの前提をとつて御説明申し上げますという、しかし、自衛隊があるにいたしましても、私は、やはりシヴィル・コントロールを将来長く民主的に続けていくという原則はくずしてはいけないというのが私の固い決意でございます。ただ、御存じの通り、当面はできるだけ、しかし同時に、シヴィル・コントロールのもとにある制服を、あたたかい気持ちでもって正しい姿に私は引き戻していくべき段階だ、こういうふうな考えをしております。いたすにシヴィル・コントロールであるからといって萎縮してしまつて、部隊そのものの本来の姿を見失ふようならば、自衛隊の存在意義はないのであります。その意味では、育成しながら、同時に、シヴィル・コントロールを今後長く確立をしていく、私はこういうふうな考え方です。都隊運用に当たつて参りたいと思ふのであります。そこで、私は、政府においては、必要なる限度においてはこれを育成すると同時に、規律、訓練というものは厳重に行なり。あくまでもこれは戦争に使用のものよりは、戦争の抑制力としての存在であるべきであつて、戦争を直ちに予定する以上、抑制力としても規律、訓練が正しいということは、存在の価値が私はあると思ひますし、また、災害等におきまして、それがおのずから災害に於いての活動力の大きな基盤にもなつてくると思ふのであります。災害に際した場合には、ただうまく働くのではなくて、平素の部隊の規律、訓練が、あるいは運用が災害に

おいてもあの効果を發揮するのではなにか、こう考えるのでございます。同時に、今回の統幕の強化、これに對しまして一部御意見あるいは誤り伝えられた点もありませんが、私は、これは部内の作業上における一つの統合機能でございます。出動時において統幕議長が長官を補佐するところの命令の基本を立案して私のところに持つて参る、それを、しかし内局の方は、従来の権限において、政策的な観点から意見を加える、ことに人事、予算、あるいは出動するやいなやというような政策的な問題は、内局においてこれを判定する権限を、十分防衛庁設置法なり自衛隊法で持つておるわけでありまして、その原則を保持しつつ、今度は軍の運用の上におけるの能率化、機能化、本来のよい目的を育てる、こういう意味で統合幕僚というものを強化する。で、有事の場合におきましては、各幕僚長がばらばらに立案して持つてくるのではなくて、統合幕僚部において一本になつて命令を立案する、もちろん参画はさせます。そして、長官のところで補佐を受ける、同時に、内局は政策面からこれを補佐する。従つて、あくまでも、今回の統合幕僚部の権限の強化は、軍事上と申しますか、作戦上と申しますか、そういう観点のみの権限の強化でございます。それから同時に、平素におきましてはそうした態勢を醸成の意味におきまして、統合幕僚の学校を作りまして、十分の検討を加へまして、出動時における態勢に誤りないよう期して参りたい、こういう法の改正でございます。

○下村定君 シヴィル・コントロールにつきましても、一言お伺ひしたいと思ひます。ただいまの御説明もありましたように、現在のシヴィル・コントロールの制度は、私は確立されておると信じております。ただ、その人事の面、業務の運営の面におきましては、いささかの足りない感じがするのでございます。と申しますのは、失礼な申し分でございますが、防衛庁長官、初め制服でない防衛庁の職員の方々の御転出がいかに早い、これではほんとうに自衛隊の実情に通じられまして、そして実力あるシヴィル・コントロールをやるのに支障があるのではないかと私は考えます。これはどうもはなはだ申しにくいことでもあるのであります。が、これらの点をいさ少し強化されまして、少なくとも防衛庁の職員の方は、しっかりと腰を落さつて自衛隊の実情をよく把握をされて、そして權威あるシヴィル・コントロールをやつていただきたい。そういう点につきましては、私も防衛庁を省に昇格するといふことは、私はその意味から申しました必要ないかと思ふのであります。長官はこの点について前々から強い希望をお持ちになつておるようでございます。まだ実現は不明のようでございます。それらの点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 率直に私、部内の状況を申し上げます。自衛隊については御批判もあろうと思ひます。また、自衛隊の存在そのものについて、御意見のあることは十分承知しておりますが、しかし、同時に、国会において定められた自衛隊、これを意義あらしめる意味におきまして、シヴィル・コントロールの原則は私は立てていくべきだ。朝鮮のクーデター等を考えましても、わが国があいふふうになつては思ひません。しかしながら、やはり軍隊的なもの、あるいは軍といふものは不断に長い目でもってこれをよく運用して参らなければいけないといふことは、政治の基本原則だと思ひます。特に民主主義下におきましては、シヴィル・コントロール、政治が優位でなきやいけない。従つて、朝鮮のクーデターでもわれわれは感ずるのであります。政治が乱れば軍の運用が乱れやすい。そこに、事、国防に關しましては、まず政治は特段にえりを正していかなきやならぬというのが私の考えでございます。と同時に、今度は総理大臣が最高指揮官でございます。私が次の統轄者でございますが、私を補佐する面におきまして、シヴィルの諸君がやはり十分な能力を發揮してもらいたいし、また、補佐する以上は、制服の諸君から尊敬されるべき人でなければいけないわけでありまして、もちろん現在防衛庁におられる内局の諸君も、各省の有為の人材でございます。また、非常なよい見識を私は持つておるとは信じております。しかし、同時に、現在の軍の首脳部の諸君は、旧軍からきた人も相当ありますから、謙虚でございます。やがて十年、十五年たつた日におきましては、それぞれ防衛大学等を出身してきた諸君が軍の首脳者になつてくる人もあろうと思ひます。その場合に、政治あるいは政治に続くシヴィルの諸君がやはり尊敬され、相当な見識を持つていく必要がある。それには、やはり防衛庁がよい人材を將來とも養つていかなきやな

りまして、そして、そこへ落ちついた人材が、漸次シヴィルの面にも長いいきさつ等を知つて、正しいコントロールの研究なり手腕なりを補佐の面で發揮するようなものになつてほしい。これが私が防衛庁を省に昇格すべきではないかという私の意見でございます。と同時に、いま一つは基地問題がござ

いますが、調達庁というお役所がございますが、これが非常に毎年縮小されていって、身分が不安定でございます。同時に、基地に関しては米軍の基地もございしますが、自衛隊の基地問題もございします。これらが二元的に分かれていくことがはたしていいのかという問題もございまして、調達庁のい

ゆる基地行政を扱うにつくましても、防衛庁側と漸次一本化するべき段階が近づいているのではないか。この両者合させたときに、私は、防衛庁の機構改組、できればいわゆる恒久的な体制に持つていくべきではないか。省昇格に方ていくべきではないかという考え方がございます。ただ、これは今国会

ての当面の問題ではございませんので、これから時間をいただきます、われわれ部内で十分検討し、また、関係方面と打ち合わせの上、やがて次の段階におきまして、もし結論を得ますれば、国会等で御審議いただく日もあるかもしれない、こういうふうな強い熱望を持ちまして、私は自分の所信として申し上げる次第でございます。

○横川正市君 私は、主として現在の防衛庁の運営機能の問題から起こってくる幾つかの問題について御質問を申し上げたいと思います。

まず最初に、西村長官で十六代ないし十七代という、非常に十年の歴史を持っている防衛庁の責任者の頭がかわるのが早過ぎるわけですが、何代目かの西村防衛庁長官として、あな

たを補佐するその人方のいろいろな
あ手腕、力量等も、あなたはあなたな
りに評価して、そうして自衛隊それ自
身が防衛の任務を遂行し、それに信頼
するに足る状態に発展しつつあると、
こいうふうにお考えになって現在そ
の任務を遂行されているか、これがま
ず第一点。

それから第二点は、実は西村長官の発言の内容を見てみますと、陸軍、海軍、空軍というふうに、ことさらにPRも含めた発言が非常に多いわけです。これは憲法解釈上その他からいへばいろいろな問題があるので、いわば印象的に自衛隊を、ことさらにという言葉は当たらないかも知れませんが、国内、

それは、あなた自身、すでに内容も充実し、そういうふうにするというところの方が正しい、こういうふうに判断をされてそういうことをことさらに使われるのか、この問題も一つお聞き申し上げたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) 防衛庁長官は、この席に先輩おられますが、私で

シヴィル・コントロールの線は私は十分堅持されてきていると思います。もちろん、まだ発足して日にちが浅い自衛隊でございいますから、いろいろと部外からの御批判なり御意見もありました。従つて、そこに実際の状況といふいろいろな面もあったかもしれませんが、しかし、大きな流れといはしましては、私はよく育成され、正

しく運用される方向へいっている、私は私なりにそういう感じを持っているのであります。これは見る方によつては御意見があらうと思ひますけれども、私は防衛庁長官としては、ただいま申し上げたような所感を持っております。

第二の、私が時おり軍という言葉

使り場合があつたのであります。これは実は国会の討論の場におきましても、社会党の方も御質問の中におきまして、衆議院等におきましては、よく三軍というお言葉をお使いになるもので、私もそれとつい一緒になって、海軍その他というような御質問があるわけでございますから、海軍では、とい

り御返事をするのもあるのであります。意識して軍という言葉は使つておりませんが、質問が海上自衛隊、陸上自衛隊といつて御質問なされると非常に長くなるものだから、つい御質問なさる方も、海軍はどうだ、陸軍はどうだとおっしゃるものですから、私の方もそういう合言葉でそういうふうに言つてゐることがあります。問題は、それ

「また、軍といふからには、軍と云ふものがある」といつて、まだ研究の余地はございますが、軍隊の性格は多分に持つてゐる。従つて、それを称して軍と、この言ひなら言へぬことではないというのが、従来政府が国会でとつて参りました答弁でございます。もちろん現在の法律そのものにおきましては自衛隊でございます。「隊」という言葉を使つて

おられるのでございます。軍といふ言葉にもいろいろな要素がございます。まあ救世軍のごときも、救世軍といつて、一つの軍という言葉を使っているのであります、必ずしもその言葉がはつきりしたものではありませんけれども、われわれは、世界共通の軍隊的要素といふものは、やはり自衛隊の中にあることは認めております。ただ、法律上自衛

隊という、「隊」という言葉をもつてこれを表現しております。

○横川正市君 この問題は他に関連のあるもので、前提としてお聞きしたわけです。

次に、先般非常に私どもとしては、そういう要素が、情報上は察知いたしておりましたが、起こり得る事態が、

われわれ人間の弱さといひまじり
か、起こつてみて始めて驚愕するとい
う、こゝういふ非常にどろなわ的な点も
なきにしもあらずなんです。南朝鮮で
起こつた軍のクーデターの問題と関連
してお聞きをいたしたいと思うのであ
ります。

まず最初に、私は、防衛任務とい
うものの中にはいろいろな要素があ

はまあいろいろ検討されて、一つの書
写真というものが出てくると思う。こ
の点については非常にばく然とした
もののしか今まではないのでありま
すけれども、その中の第一の点は、
自衛の任務につくものの国内、国
外の情報収集については、これは一
体どのようにやられてゐるのか、こ
れをまずお聞きしたい。

○國務大臣(西村直己君) 私ども防衛力を増強して自衛隊を運用する以上は、当然前提となる防衛構想と申しますか、防衛情勢というようなものを持つことは当然でございます。従つて、その情勢の把握ということに対して、できるだけ国家国民に御迷惑をかけないように、むしろその目的の本來の姿

に当てはまるように正確な把握をした
いという努力はいたしております。な
だ、御存じの通り、自衛隊といたしま
しては、海外に別に自衛隊が出るとい
う任務はございません。あくまでも国
内のもので、従つて、自衛隊といたしま
しては、外務省の身分を持ちまして、
海外情勢としましては駐在官を置いてお
り

ます。駐在官の場所には、必要がござい
ますれば政府委員から申し上げます
が、駐在官を置いております。と同時
に、国内におきましては外国の武官等
もございますから、たとえば韓国のよ
うな場合には、韓国に各国が駐在武官
を兼任でやっておりますのが相当あるの
であります。それらと接触しながら正確
な情報をつかむ。また、同時に、国内的

には外務省を通じ、あるいは一般に公開されるべき情報を少しでも早くキャッチして正確な判断資料にする。同時に、また、京城その他でも公開放送をやっておく。そういうものは当然われわれとしてもお受けすることができなければならない。それらを基礎にいたしまして、誤りない情勢判断をやっておくのが現状でございます。

○横川正市君 これは私は、なかなか完備できない非常に広範な仕事だと存じます。ことに最近のアメリカとキューバ間で起こった問題でいいますと、あの問題が起こった直後、米大統領は中央情報機関CIAの改組をした。これは内部の強化をしたのか、それとも、ただ単に機構でなくて、人事までいじったのか、私どもはつまびらかにいたしませんけれども、しかし、この大きな情報機関を持つておいても、なおかつ結果的に見ると、大統領の行った行為というものが、その情報機関に頼ったことによる批判が非常にきびしかった、こういうことがあるわけですから、今、長官の答弁によりますと、その何万分之一にも該当しないような状況下でも自衛隊の任務遂行の情勢というものを把握しておる、こういうことで、私は非常に心もとない内容ではないか、そこで、具体的にお聞きするわけでありまして、南朝鮮に駐留している米軍の地位といいますが、資格といいますが、これは朝鮮事変から引き続いて、国連軍の派遣部隊としての任務をまず一つ持つてゐる。それから韓国軍は、その国連軍の指揮下に行動している、これが韓国軍と米軍との関係ではないかと思ふ。同時に、また、韓国軍は、これはおそら

く統帥権といいますが、あるいは軍令といいますが、そういう指揮が、米軍の指揮下だけで全部行動範囲あるいは命令系統がきめられるのか、それとも、新しい憲法の改正後の大統領の権限というものは、非常に象徴的な性質のおおきさであるが、あるいは首相の権限下にあるかどうか、この点がわれわれとしてはちょっと把握しがたい点なんでしょう。いずれにいたしまして、両者の系統が明らかにいたしまして、今度の行動というものは、これは私は、われわれが考えて、他国のことだから容喙すべきことではないとかあるとかという問題もありまじやうし、さらに、また、極東における共同防衛体制下の一つの中心をなしておるわけでありまして、その点から考えてみますと、これはやはり憂慮すべき問題であるというふうに判断ができるわけですね。そういう点から、韓国軍の置かれておるいわゆる指揮命令系統といいますが、そういう点について一つこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 最初の問題にちょっとお触れいたします。

情報に弱いではないかとおっしゃれば、私は、まだできたての自衛隊でございますから、その面の欠点はございまして、同時に、われわれは、何と申しますと、平和外交の面から入って、外務省情報といふものとも相当連絡をとらなければなりません。ただ一つ私は情報に關しまして、あまり情報というもののばかりに軍といふものを頼らせ過ぎますと、今度は情報が国を誤ると申しますか、情報によって国家は

政治を振り回し過ぎる、これは従来の軍に私はその批判があつたのじゃないかと思ひます。また、アメリカのキューバの問題についてもそういう批判も起こつておるようでありまして、情報機構につきましては、十分それらを検討しながら、今後正しい情報を正しく運用するといふような方向にやつていかなければならぬ、こういう考えでございます。

それから、第二の韓国の指揮系統でございますが、これはやしろやしろとなつて、間違ひがあれば、間違ひがなかつても、必要があれば専門の諸君も来ておられますから説明させていただきますが、平常状態におきましては大統領が最高指揮官で、それから総理、それから今度大統領系統は国防部長官と申します。そして軍がシヴィル・コントロールをやつておられます。それから国連軍の一翼に入つておる。特に第一軍と申します実戦部隊と申しますか、これはおもに北の方の部分に部隊は集まつておるのではないかと、これは国連軍の指揮下に入つておる。言いかえますれば、対共産勢力に対する行動の指揮は、国連軍なり、国連軍を通してのそれぞれの系統でいく。それから普通の国内的な軍の運用、第二軍は補給が中心でありますから後方支援、これは韓国の内部の問題としてやつていく、ただ、それに対して私が部内で聞いておりますのは、要請的要求と申しますか、韓国的要求と申しますか、リコマンド・リクエストといふ言葉を使つておりますが、韓国的要請といふ限度において注意を与えるとか、こうしたらいいだろやといふ程度のこととは多少あるのではないかと、あると、こういう

ふうに私は聞いておるわけです。従つて、今回の事態を通じまして、補給面、言いかえますれば、燃料、武器、弾薬等の補給については、駐留軍がある程度供与する部分においては統制を握つておるのではないかと、また、今後起こつてくる事態といふものについてのいろいろな補給面もしぼられてくるといふことは推察が私はできるのではないかと、第一軍と申します実戦の部隊は、直接国連軍司令官が指揮をとる、国内的にはリコマンド・リクエストといふ形をとつておる、補給面においては、米軍供与の面のごときは、当然米軍のコントロール下にある、こういうふうには私は解釈しております。もし間違ひがあればどうか……

○横川正市君 その指揮系統下の、具体的に言へば三千八百名程度の韓国軍が京城を中心として行動に入つた、こういうことになつておるわけですね。

せんが、そういう態度を現地軍が発表している。そのうちに、その発表が幾らか弱いものになつてゐる。現在では大体静観という形である。こういう状態から推して、この中には非常に重要な判断をしなければならぬ問題があるんじゃないかと私は思ふのですが、まずその第一点は、こういう事態を惹起した原因といひますか、これを二つに分けて判断されると思ふ。一つは、北朝鮮を対象とした国内の兵備の定員の増強その他からくる状況が、経済的にこれは相当オーバーな装備であつて、そのことが民生安定に大きく影響した、そのことによるところの不満を政策の無為だといひて、今度の蜂起になつた、これが一つの問題。

○横川正市君 ですから、指揮下は、これは大統領指揮下といふことになるわけですね。その場合、私どもの知る限りは——一般の新聞報道から把握する以外にはないのでありますけれども、大体これは駐留する米軍がどういふ出方をするかが問題の解決だといふ判断が、大体これはもうどの新聞を見ましても中心になつておる。その間に米軍のその新聞報道が二様、三様に変つてきておる。ことに最初は、現在民主的憲法によつて制定された、しかも、合法的選挙によつて作られた政権を支持する。これは今言つたような注意を喚起するといふ意味がどうかわかりま

それからもう一つの問題は、一年前の李政権下における朝鮮の事情といふものが、新しい政治体制下で、期待する情勢下にあつたけれども、そういう期待が裏切られた、と同時に、南北の連邦制の北朝鮮からの提案等も熾烈であつて、思想的な統一運動が南朝鮮に起こつてきた。その蜂起の時期を前にして今回のクーデターになつた、こういう二つの見方をとられてゐるわけでございますが、長官としてはこのいづれの原因としておとりになるか、まずお聞きしたい。

○国務大臣(西村直己君) 私どもの方で整理いたしました情報に基いていろいろ御意見を申し上げます。ただ、事柄は韓国内政でございますから、私も、この問題の批判等については、できるだけ慎んで参りたいと思ふのでありますが、事実は事実として、私も情勢判断した部分を申し上げたいと思ひます。

御存じの通り、事件が三十六年五月十六日の午前三時ごろソウル市内で起こった。そして八時ごろまでには一応の目的を達したような格好になっている。それから革命委員会ができていくわけですが、それは御存じの通り、反共ということをはっきり言っていることと、それから国連憲章を重んずる、親米あるいは自由諸国と提携する、こういうようなこと、それから腐敗政治を一掃するとか、国民経済を建て直すとか、こういうようなこと等が中心になっているように思うのであります。

それから規模は、私どもの聞いている情勢では、大体全軍的なものではあります。ただいま申しました第一軍というよりは、むしろ第二軍、言いかえれば、補給、後方支援、こういったような、直接国連軍の指揮下に入っていないような面が中心に動いている中で、憲兵隊だけは除外されているようでありました。京城でも憲兵隊と軍との撃ち合いがあったということが報道されているわけですが、それがどうして、これらによって行政支配権が握られて、各省にそれぞれの軍からの行政派遣員が行って、事実上の実権をとって政治上のいろいろの問題の打開に当たっている、これが現状のように私は思っています。で、その中で特に中心になったのはどの辺かと申しますと、はっきりわかりませんが、一つは海軍の陸戦隊である、海兵隊というものが多少やはり中心にもなっているように私は聞いております。空の方はあまり動いたような情報は私は聞いておりません。むしろ陸と海兵隊、これ

らが中心のように私は感じております。

それから、御存じの通り、新聞に出てくる中心の方々は、比較的年令層が若い、李承晩革命と申しますか、李承晩前大統領が追われてから、その後古い軍人層はある程度退役された人もあるので、年令層が、比較的三四十から四十にかけての人たちが軍の首脳者になっております。その人たちがずつと動いているように私どもは情報を得ております。言いかえすと、これは青年将校という言葉が当たるかどうか知りませんが、日本の二・二六の青年将校ではない。首脳者ではございますが、年令層が若い。それから原因というものは、はっきり私どもが勝手に分析するわけに参りませんが、最近帰って参りました議員団の諸君の報告等もかみ合わせますと、一つは経済情勢が非常に悪くて、失業者が韓国に非常に多いということが一つの大きな理由であるから、比較的市民は、軍がいろいろに動いたことに対して当然親しんでいる。生活が非常に悪い、同時に、何と申しますか、失業者が多い、こういうところから生活改革というものを非常に望む。張勉政権としては、あの自分たちの革命を遂げてから、革命の跡始末に追われて、積極政策に入るまでにまだ手がつかないうちにあの事態が起こった。それからいまい一つは、軍隊が、御存じの通り、陸上だけでなく正規軍が四十八個師団で四十五万くらいで、それ以外に第二軍的なものもございまして、全体で五十五、六万かと思っておりますが、新聞は六十万といっておりますが、国防費は韓国経済の中で三割といわれております。

財政の中で。だから多少国防費が多過ぎるという点もあるかもしれません。と同時に、韓国自体が経済的に立ち上るのに、非常に国内的に諸原因があつて苦勞をしている、失業者もあり、経済が非常に苦しい。こういうところから国民生活のふんまんがよつて出てきた。それからいまい一つは、横川先生のおっしゃる通りに、私どもの得た情報では、やはり統一運動と申しますか、そういうような学生を中心にした動きがあつたに対して、やはり軍内部でも批判があつたのではないかと、こう思うのであります。

それからいまい一つは、韓国全体の経済が苦しくて、軍が大きいから給与が悪い、軍内部の給与が非常に悪くて、軍自体も生活苦にあえいでおつたのじゃないか。これらの諸要素と、それから国際情勢全般のいろいろな影響もたくさんあるでございまして、これらが私は諸原因になって今回の事態に立ち至っているのではないかと、こんな判断をいたしているのではないかと、私自身は判断でございまして、万全ではないかもしれないと、その点はお許しを願いたいと思つております。○横川正市君 今の情勢判断は、それ以上は特別な何らかの手を下さなければ掌握できないのじゃないかと私は思つておられます。

議で知る程度の判断しかお持ちになつておられないのか。勤ぐつて言へば、私どもは、アメリカがキューバの事件を起したときに、いろいろまあ報道されることによれば、キューバの亡命者の実態上の軍事上の援助が米国内で行なわれておつて、それが米国の正統の政府の支持を受けてあの行動に移つたといふことは、アメリカにとつて、あいくちが、のど元位置するキューバの地位といふものを考えて、私は、アメリカ自身が、その目的その他はいろいろあると思うのでありますけれども、その目的のために援助をしたという事実が新聞で報道されているわけですから、そうすると、今度の場合、南北連邦問題がその要因の一つであるといふことを、長官も大体あなた判断だといふことになりまして、しかも第二軍に位置する、しかも、たつた二日ぐらしか実際に行動をする武器弾薬を持つておられないといふ三千八百名足らずの海兵隊を中心とした部隊に対して、指揮系統は、私は、明確に注意を喚起する程度のものでなく、ある程度もつと強いものを持つておつたのじゃないか。それが内政干渉だといふようなことで干渉しないといふことは、どうも考えられない。ことに、最初アメリカの発表したところによれば、憲法上の正当な選挙を通じて合法的にできた政権に対するクーデターであることを明確にした報道が出ておるのでありまして、そういう時期に、私は、まあ朝鮮の不幸な事態に対して何らかの処置がとられたのではないかと、しかし、それをとらないといふことは、どうも不連続線かどうかわかりません。

が、意思相通する問題があつたのではないかと判断される向きもある。この点について長官としてはどうお考えですか。

○国務大臣(西村直己君) 米側の態度を私がこの国会を通じて批判をしたくはないのであります。ただ、情報として得ておる程度のこととは、私それはやはり申し上げて差しつかえないのじゃないか。米軍の態度をいたしましては、さつき申し上げましたように、第一軍と申しますか、北鮮に板門店を中心に備えておる朝鮮軍は、当然国連軍の指揮下に入っておりますので、米軍が指揮をとっておりますから、今回は直接は参加していないといふふうに私は聞いております。問題は、第二軍が中心で今回のクーデターを起した。これはあくまでも国内問題としての正規の指揮権は韓国政府にあるだといふことと、それから、また、あつたと思つて。そこで、これに対して、事態が起るにあつた、米軍としては、出先軍としては、新聞報道その他で張勉政府を支持するようになつて、その後事態の推移を見まして、いわゆるたけ合理的な線ではいくものに対して、静観をしながら事態の推移を見てやつていく、従つて、米軍として、私は、私が得ておる情報では、できるだけ不介入、言いかえれば、米軍自体が動くとかいふような姿は見せなかつたようであります。また、もちろん在日米軍等はこれに対して何ら変化が起つていないわけでも今日ないわけでもありませんから、私は、政治判断はいろいろな判断があるかもしれませんが、私どもはいたしましては、あくまでも問

接的には国際政治の一翼として影響は受けておりましようが、国内的な、内政上の韓国の事態である、こゝういふふうに判断をいたしておるのであります。

○横川正市君 これは防衛任務の面からすれば、あるいはまた長官の責任範囲からは離れるかも知れぬのでありますけれども、朝鮮の状態といふのは、クーデターが起こった直後にいろいろ報道されている内容と、それからその以前に、三月末ないし四月に、朝鮮の経済問題から一波乱ありそうだと報道された記事とは、大体似ております、その内容は、それから在日朝鮮人総連合中央常任委員会の宣伝部で出した「民族課題」として解決する南北連邦制を提唱する」という提唱の中での朝鮮の経済事情の判断、これも大体同じ判断をしておるようです。この状態としては、私はここに二つ相反する問題があると思ふのです。一つは、軍事上の目的から南北の統一を阻止するといふ問題と、それから経済上の問題から連邦制を支持するといふ問題と、二つあると思ふ。同一の民族が三十八度線で分断されて、そうして片一方は、正確な情報ではありませんが、相当発展を来とし、民生の安定が行なわれている、しかし、それは自由国家でなくして、これは独裁国家である、こゝういふふうにまあ判断をする。南の方は自由国家群に属し、そして自由な国と称されておるが、農民は作つた米も食えず、漁民はとつた魚も食えず、その日の生活状態に事を欠く民生不安定の状態にある。そゝういふ中で、南北を統一しようとする意識が相当強烈な状態に

よつて出てきた。その直前に今度の問題が出てきた。私は、まあ、これは防衛庁は防衛法によつて、まあ極東におけるいろいろな状態については、できるだけこれはうみの出るものは出してもらいたいだらうけれども、いわば平和で、日本の平和を促進させるような状態に置かれるといふことは望ましい状態ではないだらうか。しかし、その望ましい状態も、共産国家と、それから自由国家群といふ、そゝういふイデオロギーの前線をなしているといふ理由によつて、この朝鮮民族の悲劇といふものを、これを紛争のままに置き、さらに、また、そのことが、ひいては日本の安全にも関係するといふことについてはどうかを考へる、こゝういふことではないか。これは私はまあ非常に常識的な判断として、決してこゝういふ態度はよくはない、こゝう思つておるわけでありすが、その点について長官の判断をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 非常に世界政治の中の根本問題にも触れて参るむずかしい問題でございます。しかし、特に防衛庁長官の立場としましては、防衛庁長官といふことを直接やっておりますから、国外のいろいろな諸紛争は間接的にするわけでありまして、私が意見を申し上げるのは、あるいは差し控えるべきかも知れませんが、御質問もありましたから、二、三触れさせていただきます。

確かに朝鮮の中には、統一によりまして国の繁栄をもたらしたいといふ考へ方も朝鮮に根強いものがあろうと思ひます。また、一方においては、強い

反共の立場から、むしろ分離して、あるいは自由国家の中の大韓民国、自由国家群の中の南朝鮮として栄え、その上において、その力において、その立場において統一をはかりたい。今回のクーデターをやつた軍隊の目標も、一つのスローガンといつたしましては、最終にはこゝういふことがスローガンの中に入つていふやうでございます。国土統一のため、共産主義と対決できる實力を養成する、ですから、いわゆる反共の立場から統一をしよう、こゝういふ思想が出ております。従つて、同じ統一でも、それぞれの立場においての統一思想があつたのです。そこで、まあそれが内政上、あるいはさつき申し上げましたように、そゝういふやうな反共的な立場からの統一思想を打ち出すには、むしろそゝうでないやうな立場の中立的な統一思想でございますか、そゝういふやうなものに對してや先手を打つたやうな面が私に判断として一つ申し上げたわけでありまして、防衛庁といたしましては、それに対して、他国の内政でございまして、あまりはつきりとして私どもがこの席を通じてかれこれ申し上げるのは、いかがかと思ひます。ただ、事柄は、あくまでもわが国の自衛、いま一つは、共産主義に對してはどうかといふならば、私どもは、日本の国内において共産主義は、なるほど合法政党でございます。あるいは思想の自由がございまして、ただ、共産主義を通じての破壊的な活動に對しては、私どもは、きざんとしてこれは守り抜く、こゝういふ強い決意を持つておる次第でございます。

○横川正市君 憲法で認められ、合法的選挙を通じて作られた政權をこわしたの、これは残念ながら共産勢力ではなくて、右翼的な性格の軍隊であつたといふところに、私はそれならば賛成だといふやうな答弁が最後にあつたやうに思われるわけです。私は、こゝういふ格好も、もちろん共産党の破壊行為も、これは賛成できないわけなんですけれども、今、はしなくも長官の言われまして、その考え方がどうも全体に流れておる。非常に私は危険に感ずるのは、そゝういふ事態が起こつたら国内も巻き添えを食つてしまつて、そゝうして意識的に国内の中に、あらゆる場所に三十八度線ができてくるやうな状態といふものは、これはもうどういふ理由があつたにしても、阻止しなければいかぬといふ考え方に私は立つてゐる。そゝういふ意味から今までの朝鮮の不幸な事態を見ておきますと、一つの目的はあるのだ、その目的のためには、手段がどうあつたにしても、結果が大体われわれの考え方と合致すれば、これは認めていこうではないか、こゝういふ思想が非常に強く私は流れておるやうに思ふのです。それを防衛庁長官としても是認をされる、こゝういふやうに言われまして、これに影響する、国内における自衛隊の育成、教育、それからいろいろの問題に關連をして、相当重要な問題が提起されてくる、こゝう思ふわけでありまして、国内問題は次の機会に譲るといたしまして、朝鮮の起こつた事態に對して、あなたの考え方をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(西村直己君) 最初に申し上げましたように、私は、直接的には、これは大韓民国の内政上の問題だと思ひますから、私が国会の公式の席を通じて批判を加へることは避けたいと思ひますが、ただ、何と申しまして、防衛庁といふ仕事を持っておりますから、日本の安全にどの程度影響するかといふことは、不斷にこれは見て参らなければなりません。いかなる形の韓国内政上の大きな紛擾でありまして、日本の内政にあるいは響く場合があるかも知れませんから、不斷に情報収集はやつて参りたいと思ひるのであります。

それから、韓国のクーデターを私は是認するとかしないとかいふことでなくて、これはあくまでも朝鮮内部の問題でございます。できるだけ私は、それはやはり合法的、民主的な方法で事柄がおさまつていくことは念願しておるのであります。ただ、私が共産主義等に対してどう思ふかといふ場合におきましては、私は、共産主義の实体といふものが、破壊的な要素を非常に思想的に含みやすいし、また、革命方式等を取りやすい、また、植民地の解放戦争であれば、正義の戦争は認めるのだといふことを共産国家が言つておられる以上は、こゝういふやうな点について、私は共産主義に對して強い批判を持ち、同時に、自衛隊としては、共産主義からくる破壊活動、これは右翼でも同じであります、民主主義を破壊する行動に對しては、自衛隊はきざんとしてこれを守り、秩序を回復することが当然の任務だ、こゝういふやうに私は考へておる次第であります。

○横川正市君 やはり私は、自由国家群に属しておるからといふ意識があまり強過ぎて、そのために行なつた行為について、悪いことも悪いと言えない

よりなことでは、自立したものはでき
てこないと思ひます。ことに、ま
あ今度の朝鮮の問題は、非常に日本に
影響力のあるものだと思います。たと
えば、これは在日米軍の基地その他区
域に在駐する部隊が、日本の基地を基
点として南朝鮮の事態に対して行動を
起こすというような場合が瞬間的に想
定されたような時期もあつたと思ひん
です。向こうの内情があまりにもわか
らないで、しかも、その面からは、さ
ういふことには今は静観ということ
で、国内の問題だとして処理しようと
される態度が出てきた。しかし、その
瞬間において、私は、将来の問題とし
て起こり得ることでありまして、当
然これはそういう場合でも、米軍の行
動については、事前協議の精神にのつ
とて、政府とそれから米軍側との間
で協議をしないと、こういうことに該
当するおかしな点、その点についてお
伺ひしておきたい。

○国務大臣(西村直己君) もちろん今
回の韓国の事態はお説の通り、静観主
義をとつておるわけでありまして。そ
れから日本には、陸上部隊は補給でござ
いますから、ほとんど直接向こうに
戦闘移動ということはないと思ひま
す。海軍は、御存じの通り、海上勢力
でございまして、これはもしその戦闘
作戦行動を、かりに朝鮮に対する事態
が国際紛争等の戦闘参加ということに
なりますれば、これは当然基地を使う
ようであり、直接戦闘参加するならば
事前協議の対象になります。それか
ら、空の場合におきましても、日本に
いる空軍勢力というものは過大なもの
でございせんので、従つて、万一
おつしやるような直接戦闘参加という

ことになりますれば、日本の基地を使
うということは、岸・アイクの共同声
明のように、日本の国民の意思に反し
てということはいし、事前協議の
対象にするということははつきりして
おります。

○横川正市君 もう一つは、空軍で、
府中で第五空軍司令部が指揮をしてい
る部隊で韓国に派遣隊を持つていて
合です。これはまあ常に国内と、そ
れから朝鮮におけるところの配置機数
なんというの、これはきまつたもの
で私はないと思ひ。事態に備えて、い
つでも瞬間に配置がえをすることがで
きる、こういうふうな問題が起こり得
る可能性があるわけですね、そういう
た場合には事前協議の対象となります
か、それとも、その事前協議の対象と
なるならば、そういう事態をどのよう
に把握して協議に移るのか、この点を
一つお聞きしたい。

○国務大臣(西村直己君) これは御批
判はあるかもしれませんが、米軍とし
ては最大慎重な問題でございまして、
言いかえすれば、日本の基地を使つ
て直接向こうへ行つて、直ちに戦場な
り戦闘行動を起こすということ、安
保体制のあれだけの問題になつた事柄
でありますから、きわめて慎重であり
ます。従つて、多少の私は事実上移動
がありまして、その第五空軍の司令
部は東京の府中にあることは御存じの
通りでございまして。これは韓国の空軍
を指揮する隊形になつております。し
かし、韓国には、出先のさらにそのも
とにおける指揮中心があると思ひま
す。従つて、移動の場合でも、一べん
韓国内なら韓国内なり、あるいは沖繩
なりへ行つて、それから直接戦闘に行

という体制が多くの場合とられると思
ひます。日本の基地から直接戦場へは
せつづけるということについては、当然
事前協議の対象になるし、また、米軍
側も日本国民の考え方を十分尊重して
おりますから、それについてはきわめ
て慎重であるというところは申し上げた
と思ひます。

○横川正市君 まあ軍事上の問題で、
私も、いつでも非常にわかつたよ
うなわからないようなことで済まされ
てしまひまして、結果的にはそれが納
得したというふうなことになると思ひ
ます。私も、まあ今度の場合どうい
う事態に発展するかという点について
は、あの時点では全然判断がつかな
かつた。ことに、あれが右翼による
クーデターであるのか、それとも経済
その他の状態が非常に悪いということ
は報道されておりましたから、左翼に
よるところのクーデターなのか、その
点の判断が私どもはつかかつたわけ
でありまして、そういうふうな状態に
ありますから、瞬間的に、一体基地や
地域を提供している日本では、その当
面の責任者は相手の情報をキャッチす
るのはもちろんでありますけれども、
しかし、すみやかにそういうことで事
前協議、協約をしなければならぬとい
うな事態があるかどうかという問題に
ついてアンテナを張るということであ
るが、具体的に米軍との間に話し合い
を持つ、いわゆる率先して事前にあ
るいは米軍からはその事態はよくわか
らないが、こういう事態が起こればこ
うしたいというすみやかなる処置がと
られるのか、こういう点を瞬間感じ
たわけですね。しかし、今まあ長官の答
弁を聞いておきますと、幸いにしてそ

ういふ事態がなかつたからこれはまあ
よかつたけれども、そういう処置がと
られたというふうなまあないわけだす
ね。これは今後ともこういう格好で推
移されるのか、私は、まあ一番最初
に、情報網あたりがきわめて脆弱で、
責任者として防衛の任務につけしめる
のに、いわば的確な、しかも、寸秒を争
うような措置がとれないような状態だ
と、これはいかぬじゃないかと言つ
たら、そのような答弁がありました
が、その問題も含めて、配置、報道、
これをどう決定していくか、あるいは
協定を事前に結び、できれば戦争に巻
き込まれないための最善の措置は一体
どうするか、この点についてお伺ひし
たい。

○国務大臣(西村直己君) 確かにわれ
われの方はまだできたの自衛隊であ
るし、どちらかと申しますと、あまり
従来の軍のいろいろな批判もありまし
たから、遠慮がちでもありますが、情
報網は確立しなければならぬ。ただ、
今回の事態におきまして、それじゃ
全然情報、私が防衛庁へ出動してか
ら知つたか、そうじゃございせん。
午前たしか五時ごろには私はあの事態
は知つたのであります。従つて、私と
しても、あなたがたが思ひますよう
ないいろいろな事態の想定を考へてみま
した。また、おそらく外務省なりその
責任者も、早く一応のこういふ状態へ
入つたということは知つておつたの
じゃないか。従つて、もし事態の推移
かんによつては、われわれも、もちろ
んその具体的な問題に対して国内で意
見を交換すると同時に、あるいは米軍
その他とそういう問題について打ち合
わせをする必要があろうと思ひます。

と同時に、米軍側としましてもいろ
んな場合があると思ひますので、私ど
もは抽象的にはこういふ話し合いを
行なう場合におきましては、きわめて
慎重であるということだけはこの席を
通して申し上げたい。慎重と申しま
すのは、日本国民の戦争に対する非常
な心配と申しますか、巻き込まれ戦争
でございまして、それに対しては、日
本の基地から直接戦闘参加ということ
は事前協議の対象になるから、できる
だけそれを避けていく。言いかえれ
ば、沖繩に膨大な基地も持つておりま
す。また、海軍の場合には、フィリ
ピンに海軍基地をりつぱなものを持つ
ております。これらを使つて、それから
装備等を整えていく、こういうふうな
ことは平素われわれも話を聞いておる
わけでありまして。また、御注意の点も
ありますから、今後いろいろな事態
もわれわれも考へながら、なお研究な
り、そういうことは十分そのないよ
うにはかつて参りたい、こういう考へ
でございまして。

○横川正市君 まあ私は、今の質疑の
中で非常に問題として取り上げられ
ばならないと思ひのは、目的が一つで
あるから、南北の連邦政府等の提案、
これはまあよしあしは別といたしまし
て、そういうことによつて両者の利益
がある程度ははかれるということをも
これは阻止する、こういうようなこと
が思想的な立場の違いによつて支持を
されたり支持をされなかつたりする
ということについては、これはまあ自衛
隊の育成発展過程の問題等も関連し
て、今後国内問題としては非常に重要
な問題である、こういうふうな考へて
おるわけなんでありまして。

そこで、最後に、長官としては、たとえば朝鮮の三十八度線の問題、それからインドネシアの問題、ラオスの問題、それぞれ日本を取り巻くアジアの各地域に紛争が起こっている。ひいては、このことはすべて安保の問題と関連して悪化すれば、当然これは日本もそれに對して相互防衛の任務を負わなければいけない、こういう状態に立つわけでありませうけれども、それに對してあなたの考え方というものを伺うに、あなたは国内問題については次回にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(西村直己君) 日本の自衛隊は国内の守りでございますが、一つの基盤として、国際間では日米間の安全保障、もちろん極東の安全、日本の平和という題目でございますから、ラオスなり、あるいはベトナム、あるいはインドネシア等々が、直ちに直接日本の安保上の問題にはならぬと思ひます。ただし、極東の安全、こういう意味で間接的には関係がある、こういふ態度をきめていくわけであります。従つて、防衛庁長官といたしましては、あくまでも中心は日本の安全、これをまずどうするか。これには、まず自衛隊というところから発足いたしましたして、そして日本の安全と、安保体制の趣旨の範囲内でこれらの事態を判断して参りたい。従つて、ただいまラオス、あるいは、いんや遠くインドネシア等のいろいろな国際事情に對する態度については、自衛隊としては、なるほど間接的な意味での影響力がございますし、勉強し検討することは当然われわれやらなければいかぬと思ひますけれども、それ以上の事柄は、外交上の問題、あるいは政治全般の問題として処

理をしていただくように考えておるのではありません。自衛隊自体がこれに對してどうするかの判断は、少し防衛庁長官としては所管外ではないかと、また、それをやり過ぎることによつて防衛庁長官が全般に口を広げるというところは、私はすべきではないと思ひます。ただ私は、国務大臣といたしましては、国務大臣の立場で一つのそれぞれの意見を総理大臣に具申することは、これは当然の責務と考えておりますが、防衛庁長官とするならば、必要の限度において、自分が防衛庁の諸君と十分その任務を果たすように考えて参りたいというのが私の所信でございます。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記をつけて。他に御発言もなければ、両案に對する質疑は、本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。

午後一時三十分再開することと
午後零時十二分休憩

午後一時三十分再開

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を再開いたします。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、国家公務員に對する寒冷手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題とし、質疑を行います。

政府側出席の方は、増子公務員制度調査室長及び入江人事院総裁、滝本給与局長でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○鶴岡哲夫君 火曜日の内閣委員会では、労働大臣のあいさつの中にありましたものを取り上げまして、五現業の關係と非現業の關係、大きな差があるという点を質問をいたしました。これは現業と非現業の差ではなからうかというところで、その差があることをお認めになつたわけですね。それは当然のことである。入江総裁は、労働大臣の考えであられる、あるいは労働省が取り扱っている点と人事院がやっておる調査方法、あるいはその精密さ、というもののから同一には論ぜられないという御主張でありましたが、結局は差があるという点もお認めになつたのであります。この差は、私も長いこと主張いたして参つておりました点でございます。これを、差のあるという問題について、これを今後人事院としてどういうふうに考えて処理していかれるのか、そのまゝほりつておかれるのか、ということを伺いたしたのであります。

私はやはり重大な差だと思ひますので、これについて人事院が今後慎重に検討していかれることを、また、すみやかに検討されることを希望いたしましたわけでありまして、人事院総裁の見を承りたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) 労働大臣がどういふふうに御発言になりましたか、この問題は別といたしまして、現在の段階におきまして、ただいま御指摘の現業關係と一般職公務員との關係におきましては、差が多少違ひますけれども、大体において一〇%程度の差があるというところはわれわれ認めてお

るところでございます。そこで、これに對してどうするかということでございますが、もちろん人事院といたしましては、同じ国家から、現業といふのも公の仕事をし、相当國費が全体の企業の一つの資金的要素になつてゐるわけでございますから、一般職公務員が現業の諸君よりも非常に低い俸給であるというところは好ましからざることを思つております。ただ、これをどういふふうにするかという問題になつて参りますと、御存じの通り、一般職公務員の給与は、民間の給与でございます。とか、生計費とか、その他の公務員法として定められてゐるのでございまして、もちろんわれわれ現業のことも注意はいたしておりますけれども、現業が上がつたから、それに即応し一般職公務員の給与をそれに調子を合わせていくというわけには必ずしも参りませんと。申しますのは、われわれは、一面民間の給与を基準にして公務員の給与を考へていただく。ところが、現業は、われわれと違つたまた方式で給与が定められますから、たとえば率直に申しまして、かりにこの民間給与のことを考へて、現業關係が一〇%以上多いというところ、公務員が一〇%低いというところを好ましからざるものとして勧告いたしましたけれども、そのすぐあとで、かりに現業が、今度は一〇%一般職公務員より高くあるべきだといふこととで、すぐに上げますと、そこはやはりそれだけの差ができてくるわけでありまして、これはよく御存じの通り、裁判官などについても同様でありまして、われわれ率直に申しまして、防衛庁職員、あるいは裁判官のような特別

職よりも一般職公務員が低くあるべきだとは毛頭考へておりませうけれども、先般の勧告におきまして、若干そういう問題に觸れましたけれども、裁判官の方は、また別個の決定方法によつて定められますものでございまして、から、すぐにまた従来の差額がそこでつくわけでございます。そこで、裁判官が高くなるから、こつちがまたそこに調子を合わせられるかというところ、こういうことではなかなか給与は實際問題としてきまらぬかと思ひます。それから、だいたいこのことはございまして、けれども、人事院といたしましては、やはり民間給与、あるいは生計費その他のこれが、やはり一番納税者の納得を願うゆゑでございますから、また、法制もさうなつておりますから、それによつて給与をきめていただく。他の現業、あるいは裁判官その他特別職につきましては、これはまた大局的に政府その他に對して考へていただく。さうするより實際問題として定めようがないような現況であることは御了解願ひいたします。

○鶴岡哲夫君 総裁の今のお話し、御苦心のところのお話を伺つたわけですが、私の御質問をいたしておきまして、一昨日の内閣委員会では労働大臣が言われましたこと、要するに、同種、同規模程度の民間賃金との關係を考へては、五十人以上の企業をとつて対象にしてゐるという点を実は今御質問申し上げた。若干それと違つたのだいまいの御答弁のように思ひます。もう一ぺん要点だけ申し上げますが、その差があるというところは、火曜日の委員会におきまして、給与担当大臣も、また総

○政府委員（入江誠一郎君）　あるいは私がお答え申し上げたことが、若干ずれておったかもしませんが、結局労働大臣、私は、必ずしも労働大臣の御発言というものがそのまま当てはまるかどうかは別といたしまして、かりにこの現業関係は大企業と比較しておるからあれだけ高い。それから一般職公務員は五十人以上と比較しておるからそれだけの差額が出てくるのじゃないか。そこで、現業と合わすために、一般職公務員も五十人以上という調査方法を変えて、大企業と比較することが適当じゃないか、

そゝう一つ、御質問の要旨じゃないかと想像されるわけでございますが、この点につきましては、先般も申し上げました通り、一般職公務員といひましては、やはり現象がどういふふうに定められておるかということそのことについては、私は、必ずしも労働大臣が言われる通りじゃないと思ひますけれども、しかし、これは別といひまして、やはり五十人以上の企業というものを、あるいは事業所というものを対象にして考へて参りたい。と

ないか、三十人以上の中小企業も参考とすべきじゃないかという議論もございいます。まあしかし、これは五十人以上として参りましたので、それからまたこの調査——一般職公務員で申しますと、全国にわたっておりますから、

も、まあ大体公務員の方は、先回お話の通り、学歴の多い者がおりますけれども、しかし、また、全国的に見ます

と、中小企業といいますが、五十人以上の企業にも同様の学歴の者もおりますし、それから、その職務内容から申しまして、やはり公務員の職種と違うのはいろいろございますから、公務員の職種の中には、いわゆる大企業でない職場に勤めておる職種と同じような者もおりますし、そこはやはり全体の全国的な業種を一応調査の対象にいたしました、その中から決してその平均賃金をとるわけじゃございませんので、大企業、小企業にかかわらず、職務内容も比較しながら比較をとっておりますようなわけであります。やはり

○鶴岡哲夫君 私は、現象と差があるかどうかという点を申し上げておるのじやなくて、どうも比較の対象が違つておる、大きな差があるという点をお問題にいたしておるわけです。その点で差があるということはお認めになる

○政府委員(入江誠一郎君) もちろん念頭には置いております。大いに置いておりますのでございますが、現業が

上がったから、こちらをそれにスライドさせて上げるようにいたしますとか、そういう方法は、先ほども申しました通り、なかなかこれは実行困難でございますし、また、適当かどうか疑問があります。また、現業につきましても、御存じの通り、三公社と、それから郵政というよりは大企業の現業と、それから林野、造幣、印刷、アルコールという、いわゆる四現業とございまして、四現業の方は、大体本件も臨時給も一般職公務員と同様なバランスをとってきめられておるわけでございます。ただ、三公社と郵政というものの

うが大企業と比較し、こちらが五十人以上と比較したから、そういうものが出てきたとも必ずしも申し上げかねるのじゃないかと思ひます。これはしかし、現業関係のことでございませうから、われわれとかくのことを申し上げ

じゃないのです。これはその比較のやり方がありますけれども、比較の対象において、少なくとも大きな差がある

という点について、今後人事院としては慎重に検討されるかどうかということとを伺っている。たとえば、今五十人以上の給与をとっていらつしやいます、漸次五十人以上というものを少なくしていくということもありましようし、昇給を少なくしていくということもありましようし、いろいろな方法はあると思うのですが、少なくとも、その差があるということに対して、今後検討されるかどうかということとを伺っている。

○政府委員（入江誠一郎君） まあ繰り返すようですが、さういふけれども、差が

た通りでございます。ただいま御指摘のように、五十人以上といえますが、数の少ない方を漸次少なくするということは、これは給与局長から詳しく申し上げますけれども、これは御存じの通り、大企業、小企業の一つの取

裁がおっしゃいましたように、この人事院の調査は、いわゆる任意抽出法によってやっておることは御存じの通り

であります。従いまして、昨年の調査において調査した事業場だけの数から見たら、例年より少し規模の小さい所は減っておるじゃないかという御指摘があったわけでございますけれども、まあわれわれの方としましては、意識的にこれは減らしたものではありませんのでございまして、あくまでも二分の一抽出とか三分の一抽出とか、そういう原則に従ってやっておるといふことで、われわれの調査結果は、少なくとも人事院の対象としております五十人以上の全事業場においてわれわれの調査の必要とする人を選んできるといふこと

で、もう全部の者の代表である、すなわち、平均的に出て参ります値は、全部の事業場を調査したと同じである、こういうことでやっておるわけでございます、この前も私が申し上げたのでございまして、人事院が今やっております調査の基本原則というものは、規模で何人以上とか何人以下というものはないのではありません。何人以上というときには、先ほど総裁もおっしゃいましたように、五十人以上の事業所の平均賃金でありますとか、そういうことになるのであります。が、われわれの方としましては、少なくとも公務員と同じような仕事をしておる人を選んでくる、こういうことが原則でございます。で、そういうことによつてやっております。しかし、調査というものは、無制限に広げますと、限られた日数の間にいろいろの集計等もありませんが、われわれは結果を出さなければならぬという場合には、やはり時間の制約があるわけでございます。そういう中におきまして、われわれは五十人以上の事業場というところをそういうものをとつて参りますと、大体とり得る。その下にあるのかもしれない。しかし、それはやはり調査が膨大になりますので、五十人というところまで切つておるということでございます。

それから労働大臣がおっしゃったというお話でございますが、これも先般総裁から申し上げましたように、労働大臣がこれをおきめになるものではないといふふうなわれわれは思つておるのであります。労働大臣は一つの感想としてそういうことをおっしゃつたのかもしれないが、これはあくまでも
 仲裁委員会におきましてきめた問題でございまして、それに対して労働大臣が感想をおっしゃつておるのであるといふふうなわれわれは思つておるのであります。それで、また労働大臣のおっしゃつたことを直接聞いたわけではございませんし、字づらだけから見ると同規模というようにことを言つておられますが、それならば国鉄と同規模のものが一体あるかということになりますと、そういうものは現実にはない。そうすると、同規模のものと比較するということの意味をなさないのである。それから、今のは国鉄で申したのであります。が、郵政にいたしましても、それから電電にいたしましても、やはり労働大臣の言つておられる意味が十分われわれとしては理解できない点もあるように存じております。

○鶴岡哲夫君 いや、あなた、そういうことを聞いてゐるのではないのです。労働大臣の言説に対して給与局長がどう言う必要はないじゃないですか。国鉄と比較するものがないと言つて、そんなことを一体だれが言つたのです。私が言つてゐるのは、中小企業と比較してゐるのではないか、という点に大きな問題があるのではないか。だから、私はその点が大きな差があるということを言つてゐるのです。さらに、また国家公務員と民間と同じような職務に従事してゐるものをとつてゐることは承知してゐます。しかし、それは五十人以上の中小企業、中企業、大企業におるものをとつておられるのだから、対象として考える場合に、人事院は中小企業を含めて考えておられる。しかし、労働大臣の胸先の中にあるのは、中小企業を考慮しておられないという点を言つておられるのです。それが国鉄と同じような組織がどこにあるかというふうなことを言つておられます。しかし、そのことは差があるといふことは給与担当大臣もお認めになります。総裁もお認めになつておられるのだから、その違いについては検討しないといふのです。その点をばつきりしてもらいたい、総裁。

○政府委員（入江誠一郎君） 現業との差につきましては、従来われわれが非常に関心を持つておりましたことは、鶴岡さんにもよく御存じだと存じます。ただ、率直に申しまして、これも従来の経緯をよく御存じの通り、差があることを申しまして、率直に申しまして、こちらをもちろん現業にスライドして上げるわけではございませんが、上げますという点で、現業はまた公務員よりこれだけ差があるべきだということでは上げられて、いつまでたつても解決できないというところになります。そういうことを申しますと、はなはださうばらしい話になりますけれども、そういう点もあつたのでございまして、それだからというわけではございませんが、十分考へておられますけれども、やはりたゞたびたび申し上げますように、やはり公務員の給与というものは、民間賃金とか生計費を基準として定むべきだ、法律の方もそうなつておられます。そういうふうなことをいたしたい。ただ、民間企業といつても、五十人以上と比較するから低いだから、それを一つ大企業といひますか、五百人以上という、そういうふうな高くなるべきではないかというところが今の御質問のまあ最も御中心の点だと思つてゐますが、その点が、やはり人事院にいたしましては、公務員の給与の定め方につきましては、現在の段階におきましては、従来通りの方針で参つていくことが適當だと思つておられます。そこで、調査方法はやはりそういうふうにしてやりたい。しかし、何も現業との差を當然だと思つてゐるかといふことについては、決して當然だと思つてゐるわけではございませんので、その点はやはり従来と変わらない、感覚で参りたいと思つておられます。

○鶴岡哲夫君 どうもよくわからないのですが、ですから、そういうことを念頭に置いて考へていかれるのか、全然考へないのか、今の答弁では、最後のところにいきまして、考へないといふことのようにです。国家公務員法では、民間の給与と比較することになつております。しかし、これは五十人以上の企業と比較するといふことは書いてないの、民間の企業と比較する場合には、どの程度の企業と比較するかといふことは、これは総裁なり人事院のおきめになることだと思つてゐます。しかし、従来から、その点については大きな争点であることは御存じの通りなことです。その差に対して、たまたま労働大臣がああいう発言をなさつておられるから、どうも中小企業を相手にしていらつしやらないやうだ。人事院の場合にはそうではないといふ差があるのだから、その辺のことを検討していかれますかと伺つてゐるのです。

○政府委員（入江誠一郎君） 検討と申しましても、労働大臣がどういふふうに答へられたか、あるいは労働大臣が答へられたようなことは、現業を、かりに大企業と仲裁委員会がするといひまして、それが適當かどうかという問題は、人事院からとかく申し上げるわけにはいかぬと思つてゐます。この問題は、やはり政府その他の適當な機関から答へ願ひたいと思つてゐますが、ただ、先方が大企業と比較するのだから、一般職公務員も大企業と比較すべきじゃないか、これがたびたび申し上げるようでございますが、御主張の御中心のようでございますので、そこで、私は必ずしもそうじゃないと思ひますが、かりに現業がそういうふうな方針で定められるとしても、一般職、地方公務員につきましては、やはり従来の通りの方針で参りたい。一面、われわれ繰り返すようでございますが、現業との関係を考慮して主張いたしましても、その次に、現業が一般職公務員よりもかりに一〇％くらい高くあるべきだといふ、そういう一つの主張をする要素がありまして、それで政府全体としてそうおきめになるといたしますと、これは何といつても人事院の力ではいかんともいたし方ない問題で、われわれは一般職公務員というものは、必ずしも現業よりも低くあることが適當だと思つておられます。これはいつもよく前から申し上げてゐる通りでございます。それだから調査方法を変へるかといふことになつて参ります、これはちよつとそういうわけには参らぬ、こういうことを申してゐるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 それなら、くだいようですけれども、答弁もなかなかくだいようものですから、いま一べん伺ひます

が、先ほど滝本局長が、何か抽出でやるので、五百人以上なり、あるいは中企業なり、小企業、その差というのは自然に出てくるというお話があったが、どうも私はそれは感じていない。昭和二十七年でございませうか、大企業で五百人以上の人数は、わすれか六割と伺った。それが非常にこの内閣委員会の問題になって、一挙にそれを一八割くらいに変更されたことがある。これなんか、何か非常に自然にそういうことのような印象を与えようとしておられますが、そういうふうな受け取っていないのです。それはともかくとしまして、その差があることについて、一方は中小企業を相手にしていない、一方の非現業の国家公務員については、中小企業を含めて考えておられる、その差のある点についてはお認めになるが、しかし、それについては検討する必要があるというお考えのように承ったのですが、それでよろしゅうございませうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 検討する必要はない、このことは決して申し上げておるわけでございませうので、われわれ十分現業との関係に関心も持っておりますけれども、そのため調査方法を変えることによつて検討するということは、現在の段階としてはいたしかねる、そういうことを申し上げておるわけでございませう。

○鶴岡哲夫君 調査方法は変えないが、その点については検討したい、この点についてです。

○政府委員(入江誠一郎君) これは從來から検討もいたしますし、大いに関心を持っております。

○鶴岡哲夫君 もう一つ伺っておきますが、これは火曜日に伺ったんですけれども、前田発言、非常に新聞のトッポ記事に出まして、この前田発言というもののどこも左右されるものではないというところを総裁は答弁なさった。しかし、まだこの点については私不安があるわけですし、疑問を持っております。まあ、どうも左右されないと言えは自然な言葉のようですが、しかし、どうも懸念がありますので、この点について重ねて伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) この問題については、絶対に左右されることとございませう。第一、そういう御質問を受けることも意外と思つていらっしゃるでございませうから、その点は一つ御心配いただきませう。

○鶴岡哲夫君 しかし、これは人事院もよく御承知のように、数字が出て参ります。その処理については非常に微妙なところがあることは御存じの通りです。数字の処理につきまして非常に微妙なところがあることは御存じの通りであります。昨年の勧告を見まして、出た数字のいじり方ですね、処理の仕方、これに非常に微妙な点がある。そこら辺が私は影響を受けるんじゃないかという心配をしておりますし、懸念を持っておりますが、大丈夫でございませうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 絶対に大丈夫でございませう。

○鶴岡哲夫君 証拠を示せ、こう言いたいんですけれども、なかなかこれは証拠を示すというわけにいきませんので、従つて、今後人事院の行動について、私自身としては、きびしく一つ見

守つていきたい、こういうふうに思つております。昨年の勧告なんか見ましても、ああいう数字が出ましても、実際の処理になりますと、下の方は一〇%だ、上の方は三三%だという数字の処理をされる、そして、それが給与関係には決定的な影響を及ぼすというところに相なるわけでありまして、そこら辺に人事院が考慮される大きな要素があるわけですが、それらが私は相念を持っておりますけれども、たびたび総裁が絶対にありません、そういうことを御質問受けるのは心外だということをお話ですから、この質問はこれで終わりたいと思ひます。

次に、これは新聞に載つておつたんですけれども、公務員の給与というものは実態がつかみにくい、原簿を押えてみないことには、幾らもらつてゐるかわからぬという新聞記事がありまして、私これを見まして、そういうふうにして、私これを見まして、民間の人たちはですね。私自身も公務員をやっておりますとき、友だちの連中は、おれはこれだけもらつてゐるんだと言つて、そんなことあるかい、ばか言え、と言つてゐるんじゃないか、こう言つてゐるんですね。公務員の給与はどガラス張りの中にあるものはないと私は思つております。きつめて、法律に基づいて、あるいは規則に基づいて、きつちきめられた給与をもらつてゐる。全くガラス箱の中に入つた給与だと思ふのです。ところが、どうも民間の人たちが見る、あるいは新聞等が見るところによりまして、原簿をつかまえてみないことには、幾らもらつてゐるかわからない、こういう新聞記事

なんです。私の友だちもそう言うのです。幾らもらつてゐるかわからないと、こう言うのです。一体これはどういうことなのか、伺いたいと思ひます。私の友だちはこう言うのです。それはお前が言うけれども、大體役人というのは、もらつてゐる俸給の大體二倍くらいもらつてゐるとわれわれは聞いておるが、こう言うのです。どうも解せないのですけれども、これは私は、あまり公務員の給与というのとは低くないか、低いからどうもそう言つてゐるんじゃないか、こういう感じを持つてゐるんじゃないか、かと私は思つてゐるんです。たとえは初任給等を見ましても、もう今日国家公務員の高校卒の初任給というのは、民間のちよつとした会社の中学校卒の初任給になつてゐる、あるいは公務員の大学卒も、初任給というのは、これはもう高校卒の初任給になつてゐる、あるいは公団等の初任給から比べましても非常に差があるのです。そういう点で今申し上げたような新聞記事が出たり、あるいは私どものしよつちゅう接触する同級生の連中がそういうことを言うのじゃないかと思つてゐるのですけれども、どういふふうに総裁は考へておられますか、何とおきたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) 私も、鶴岡さんのおっしゃいましたように、民間は、御存じの通り、俸給は社内税というところになつておまして、むしろ社外には出しても、社内の同僚には示さないというようなことを體驗をいたしておりますが、公務員の方は全くガラス張りでございますので、それをどういふふうに外部で、なかなか

これは収入というものは、はたからどういふことになつてゐると、これはつかまへどころのない問題でございまして、それに対してはいかんともし上げかねると思ひますが、とかく月給が低いからそう言うのだらう、そういうようなことは必ずしもそうでないのではないかと思ひます。これは、たとえは新高卒あるいは短大卒、大学卒ということ、今これは申し上げませんが、御存じの通りでございますが、新高卒、短大卒などにいたしまして、先般の勧告案というものは、民間よりちよつとほんのわずかでございませうが、民間の大企業と比較すると別でございませうけれども、現在の人事院の対象としてゐるものと比較いたしますと、ほんのちよつとといふくらいでございまして、この点はどういふ理由でそう見られるか、私いかんともお答えいたしかねるような実情でございませう。

○鶴岡哲夫君 人事院は、御存じの通り、公務員の給与については、非常に法律的にいつて権限を持っておられるし、大へん関心を払つておいでにならなければならぬのです。しかし、私がさつき申し上げたような点は、これは始終こつがつてゐる問題なのです。そういう問題について総裁が何と答へたいという話では、はなはだ不安を感じます。どうも私はさつき申し上げたように、思つたより公務員が低いという点にも問題があるのではないか。だから二倍くらいもらつてゐるという話を聞いてゐるんだ、こう言うのです。これはとんでもない話だ、ガラス張りでこれくらいなんだと言つても、なかなか承知しない。総裁ともないますと、なかなかそういう点はない

かも知れませんが、一般の公務員の場合にはそれが常識になっている。それは先ほど申し上げたように、五十人以上という企業のお話をされるからそういうことになってくるだろうと思ひますけれども、はなはだ私はみじめな状態になっているのではないかと思うのであります。まあしかし、この点はこれだけにいたします。

次に伺いたいのは、総裁は先ほどから、民間賃金、生計費、消費者物価、こういうものが公務員の賃金を考える場合に重要な問題だと、こういうふうにおっしゃいました。従つて、これらの問題について伺いたいと思ひますが、民間の賃金は、給与担当大臣に伺いたいのですが、この三十五年度で民間の――民間といふとちよつと正確ではありませんが、勤労者の給与といふのはどの程度伸びたといふふうに推定しておられますか。従来は経済企画庁としては八・八％伸びる、こういうような数字を出しておられると思ひます。これは数字はまだ出ていないと思ひますけれども、経済企画庁はなかなか見通しをお立てになるのがお上手でありますから、一体どの程度といふふうにお考えになつておられますか、伺つておきたい。

○国務大臣(迫水久常君) 民間の勤労者の給与水準が何％伸びたか、ちよつと今手元に私は持つておりませんが、国民所得全体として、大体一〇％程度伸びているといふような感じを持つてゐるのですけれども、人事院の方には資料を持つておられます。

〔理事村山道雄君退席、委員長着席〕

○鶴岡哲夫君 いや、人事院には別に伺ひます。まあこの四月、だいたい民間等も賃金が上がったようでありまして、日経連の前田さんがかんかんに、雇賃金だといふことで盛んにいきまいてゐるわけなんです。相当上がったやうであります。人事院としてはどういふふうに見ておられますか、伺つておきます。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ給与担当大臣もおられますので、私の方としての調べでございますが、これは物価あるいは民間賃金の問題、去年の四月から今年の三月までの比較で、日銀の物価指数でございますが、……

○鶴岡哲夫君 いや、私の聞いているのは賃金の問題でございます。

○政府委員(入江誠一郎君) 賃金は、御存じの通り、人事院にいたしてございまして、この四月で調査をいたしてございまして、そこで、われわれが賃金の動向につきまして承知いたし得るものは、現在の段階においては労働省の毎月勤労統計でございます。毎月勤労統計でございますと、十二月までしかわかつておりませんが、去年の四月に比しまして五・三上がつております。

○鶴岡哲夫君 五・三上がつておるといふお話ですが、さらに今度ずつと三千円ぐらゐ上がつてゐる。あるいは前田さんの発言ですと、五千円上がつてゐるところも相当出てゐるし、一万円上がつてゐるといふ話もあります。相当上がったといふ感じがつかないかといふふうに思つております。さらに、これを人事院のおっしゃるやうに、経験年数、学歴あるいは年令、こういうものに換算をいたしますといふと、これは昨年の勧告のときよりも、相当上回つ

た状態になつておるんじゃないかといふふうにも思つておるわけですが、その点についての総裁の所見も聞きたいわけですが、総裁はさういふ数字を見てどういふとおっしゃいますか、大体感じとしてどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) まあこれは非常に重大な問題でございますし、また、数字が出て参つたのはいかんともしうたい問題でございますから、そこは率直に現在の段階における考えでございますが、まあ考えといふか、一つの毎月勤労統計を見た感じといたしましては、毎月勤労統計は、御存じの通り、ずつと三十人以上の賃金の動向でございますが、さらに十二月五％上がつておるといたしまして、公務員、これはまあ定期昇給その他のものも含んでおるわけでございますから、民間が、さらに五％上がつりました場合に、公務員が大体御存じの通り、一カ年の定期昇給が四％ないし四・五％もあるといたしまして、これは公務員の給与の増額として、そこに差として出でこないといふことが一つございまして、これは変動の問題といたしまして。

もう一つは、御存じの通り、公務員の給与と民間給与を比較いたします場合には、必ずしも平均賃金の変動だけを見るわけじゃございませんので、これは一つの賃金の変動の趨勢ではございしますけれども、これも百も御存じの通り、大体同一職種、同一職務につきましても、いわゆる何といふか、水平的に現在のかくあるべき賃金といひますから、賃金の動向といふものが、は

たしてそれにどういふふうに見られて参りますか、これは今軽々には予測することができません。そこで、この四月全体の支払いの賃金につきまして、五月から、御存じの通り、給与調査を始めておるわけでございます。それがどういふふうに出て参りますか、これは全然今のところでは予想はつきません。ただ、今のお話のように、民間賃金が十二月まで五％上がつておるから、さらに四月になつたらずつと上がるだろうといふこと、それから公務員の定期昇給による増額といふものを差し引くといふことは必要でございします。それでどういふふうなものが出て参りますか、ちよつと現在のところでは予想がつかぬのでございします。

○鶴岡哲夫君 五％ちよつとこえたのが昨年の十二月だといふお話ですが、これは今おっしゃるやうに、三十人以上の企業ですら上つて、非常に小さな企業まで入つておるわけですが、人事院が、五十人以上の企業といふことになりますれば、その数はもつと上がるんじゃないかといふふうに思ひます。さらに、この四月の賃金の上がり方といふ点等を勘案をして見まして、相当昨年と同じやうな、あるいはもう少し昨年より進んだ状態が出てくるんじゃないかといふふうに思つておりますが、これは今ここで申し上げてみるのも感想になるわけでありまして、あるいは見通しのものになるわけでありまして、これ以上御質問申し上げませんで、ただ、消費者物価指数について申し上げたいのですが、この消費者物価指数は、御存じの通り、総理府統計局のものを人事院もお使いになつていらつしやうと思ひます。

けれども、昨年の勧告のときには、十

三カ月の間に、東京都におきまして、三・八％上がつておる。しかし、この

しは、つまり昨年の四月から二月までの消費者物価の変動を言ふといふと、すでに二月で昨年の勧告のときの数字を上回つてゐる数字が出てゐるわけでございます。東京都、全都市で

けれども、昨年の勧告のときには、十

三カ月の間に、東京都におきまして、三・八％上がつておる。しかし、この

しは、つまり昨年の四月から二月までの消費者物価の変動を言ふといふと、すでに二月で昨年の勧告のときの数字を上回つてゐる数字が出てゐるわけでございます。東京都、全都市で

けれども、昨年の勧告のときには、十

の場合は五%上がっている、それから
全都市の場合は九・八%という数字で
あります。ここの二月、これはまあ一
番新しい数字ですけれども、これはま
あ二月と四月を比較するにはちよつと
むずかしい点もあります。日にちの点
もありません、月による生計費の違い
もありませんので、昨年の四月とこ
の二月と比較できない点もあるわけ
でございますが、しかし、同月でありま
す昨年の二月とここの二月は比較で
きる、大体言えると思います。それか
ら見ましても、すでに昨年の割合とほ
ぼひとしい数字が出ています、こうい
う実情であります。これが三月、四月と
いうふうに、人事院は四月までの状態
を出されるわけでありましたが、生計費
についても相当上がってきている、昨
年の勧告のときを上回るような数字に
なってくるのではないかと、このよう
に見通しができると思いますが、どのよ
うに思っておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) 現在のそ
れぞれの御指摘の月における数字とい
うものは御指摘の通りだと思いたす
が、これはただいまお話のございまし
たように、なかなか月によってこうい
うものはいろいろ凹凸というものがご
ざいまして、一がいにある一定の月
で、その趨勢でいくとも限りません。
どちらにいたしまして、現在、四月
現在で調査をしておりますわけで、消
費者物価でございましてか生計費につ
きまして、これは従来通りの、大体
俸給をきめます場合に、俸給表に調子
を合わせて行くわけでございますか
ら、一般の賃金などを調査して集計い
たします場合に、そのときにこれらの
問題もあわせて考えさせていただい

て、この八月においてどういふふう
に人事院が態度をきめますか、きめる材
料にしたい、そういうことでございま
す。

○鶴岡哲夫君 次に、先ほど総裁の
お話の中に出ました世帯主の本業収
入、これも人事院が言うまでもなく、
公務員の給与を考へる場合に、非常な
要素として考へておられることは先ほ
どの総裁の言葉の中にある通りであ
ります。この世帯主の本業収入は、昨
年は十一月の間に全都市で六・四%
あります。六・四%上がっている、こ
としは、去年の四月からこの二月の
間に九・九%上がっている。全都市九
・九%、間違いないか。去年の四月
を一〇〇とした場合、ここの二月
すでに九・九%上がっている。すか
ら、昨年の勧告のときには十三方月
で、四月で六・四%上がっておるけ
ども、ここの二月で九・九%という
九%という上がり方である、世帯主本
業収入です。

○政府委員(入江誠一郎君) 途中に
なつて恐縮でございますが、その点
は、私どもの持っております資料とい
たしましては、これは総理府統計局の
統計調査でございまして、四・一%ぐ
らいになっております。

○鶴岡哲夫君 世帯主本業収入です
よ。

○政府委員(入江誠一郎君) さようで
ございまして。世帯主本業収入です。大
体ずつと十二月が一・九%、一月が
三%、二月が四・一%、そういうふう
な数字になっております。もつとも、
これは全都市でございまして。東京都で
ございまして、それが六%というふう

なっております。これは総理府の統計
局の調査でございまして。

○鶴岡哲夫君 私の総理府統計局で調
べました数字によりますと、東京都は
八・七、それから全都市が九・九%と
いう数字になっております。その点は
人事院のまた検討をお願いしたいと思
います。いすれにしましても、相当
な上がり方でありまして、そこで、私結
論として申し上げたいんですが、民間
の給与の上がり方というのは、私先ほ
ど申し上げたように、相当上がってい
るんじゃないかというふうに見ており
ます。昨年と同じ程度、あるいはそれ
を越した上がり方をしているのではな
からうか、さらに消費者物価指数は、
先ほど申し上げましたように、この二
月で、すでに昨年の分を突破してい
る、生計費においても同様であります。
また、世帯主本業収入にいたしまして
も、すでにこの二月で、昨年の勧告の
ときの四月の数字というものを上回っ
てきている、このような情勢から見ま
すと、これはここの二月はまた相当なも
のになりはしないかというふうに思ひ
ますが、さて総裁は、先ほど申し上げ
たように、またふらふらされるんじや
ないかという懸念を持っておるわけ
です。今申しましたこの民間の給与の動
き、消費者物価指数の動き、あるいは
生計費、世帯主の本業収入、こういう
数字等から見まして、これは相当なも
んじやというふうには総裁感じられると
思ひますが、私は、その点の感覚が
なくしては総裁として動まらないと思
ひます。どういふふうにお考えに
なつておられますか、伺いたい。

○政府委員(入江誠一郎君) こういう
数字上の問題は、ただいまお話のよう

に、ふらふらするとかせぬとか、しよ
うとしたってできませんが、どちらに
いたしまして、集計を見まして、そ
れによって誠心誠意対処したいと思
つておるわけです。

○鶴岡哲夫君 どうも自信のない話で
すね。民間の給与の上がり方について
の大体の見通しというものはつくわけ
です。消費者物価指数は、二月でもう
すでに勧告を上回つておる。生計費に
しても二月でしかり、本業収入にし
ても、ほこの二月でもう昨年の状態
に達している、こういうふうな数字を
見ますれば、これはやはり相当なもの
だと感じなければならぬ、昨年の数
字よりこれは上回りはせぬかという
人事院としてはこれは御心配かもしれ
ませんが、そのくらの所見ができな
いようでは困ると思ひますがね。それ
は数字が出たら検討いたしますという
話はその通りではありますし、うけれ
ども、もつと今申し上げましたような数
字等から所見があつてしかるべきだと
思ひますが、伺いたい。

○政府委員(入江誠一郎君) これは、
やはりどこまでも途中の段階において
とかくの見通しを立てることは差し控
えたいと存じます。やはり四月現在に
おける全体を集計いたしまして、十分
考へてみたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 だから、それはわかっ
ていますよ、そういうことは聞かなく
ても。私の言つてゐるのは、先ほどか
ら総裁のおっしゃる通りに、民間の給
手はどうなつた、生計費はどうだ、消
費者物価はどうだ、本業収入はどうだ
というふうなことを考へて公務員の給
手はきめられるんだというお話です
から、この二月現在の数字というものが

出ておるんですから、総理府統計局の
数字を人事院でもお使いになる、その
数字がすでにこの二月にはつきり出
ておるわけです。昨年勧告なされたとき
の数字よりも上回つてきておる、二月
現在です。そういう状態からお考
えになれば、相当なやはりここの見解
があつてしかるべきだと思ひます。
それは四月末の調査に基づいてのもの
の言ひ方でなくて、先ほど申し上げた
ような点を考へて、所見があつてしか
るべきじゃないかと思ひます、いか
がでございますか。

○政府委員(入江誠一郎君) たびたび
繰返すようでございますが、御存じ
の通り、たとえばただいま御指摘の世
帯主の本業収入にいたしまして、そ
の指数というの是一年間に非常に凹凸
がございまして。途中の数字をもつて
数カ月後に集計せられる結果を予断す
るということは、これは非常に軽率じや
ないかと思ひますので、とにかく数
字上の問題でございまして、途中で
とかくのことを申し上げませんけれ
ども、これは御安心願ひたいと思ひま
す。

○鶴岡哲夫君 次に、人事院が勧告し
ました三月末の特別手当について若
干伺いたいと思ひます。これは、総裁
よく御存じの通りに、人事院は三十
一年の三月末に、当時の給与担当大臣に
対しまして、特別手当を出してしかる
べきだという意見書を出された。しか
し、その意見書は、政府のいれること
ろにならなくて、そこで、三カ月後
に、人事院としましては、あらためて
勧告の中に、三月末に特別手当を出
すべきであるという勧告をなさつてお
る。そのときの理由、三月末に特別手

当を出すべきであるという理由です。ね、それは人事院の勧告の中にきわめて明らかに明示されている。申し上げましょう。それは、要するに、三公社五現業との関係について、三公社五現業の場合においては、年末手当、それから夏季手当、公務員よりも若干上回っている。加うるに、三月末に特別手当が出てくる。かりに公務員が非現業であり、五現業等が現業であるという、その差があるとしても、この不均衡は見るがすわけにいかない。従つて、三月末に特別手当を出すべきであるという勧告をなさったわけです。その理由は今日厳として存在していると思うのですけれども、存在しているというふうにお考えになりますかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、当時の経緯その他については仰せの通りであります。ところが、御存じのように、あのときにあいり勧告をいたしましたのは、二十九年、三十年、三十一年でございましたが、非常に現業方面に臨時給が増いたしましたので、それで臨時給につきましても、一般の非現業の国家公務員も重大な関心を持ちましてああいり勧告をいたしたわけです。ところが、これも御存じのように、あのときに政府でもこの問題を取り上げられて、その後四現業と申しますか、林野、アルゴール、印刷、造幣という四現業につきましては、臨時給の体裁をすっかり改められました。従来、五現業の臨時給を廃止して奨励手当とし、公務員の期末手当と勤勉手当に即応する四現業の奨励手当と期末手当を全額一緒にするというような方式をとられましたわけなんです。そうい

うような経緯もありまして、国会並びに政府では、あのときの人事院の勧告——三月末の臨時給をお認めにならないで、それを別の十二月でございしたか、十二月の月に加えられて、この問題を法律で定められた。そういうふうに、一面、政府及び国会におきましても、三月の臨時給というものをほかの月に統合され、また、一面において、四現業の業績手当の問題を整理されて、ここに現業方面と非現業方面と、臨時給については平仄を合わせるということになりましたので、その後人事院としても、三月末の臨時給を特に増設するという方針はやめまして現在に至つておるわけでございます。

それで、今御質問が、あのときの問題といいますが、差が残つておるじゃないかというお話は、あるいは今年の仲裁裁定なりで、いわゆる春闘でございした三月の臨時給の問題ではないかと思ひますが、その問題についてもしお答えをいたせということであればお答えいたしますけれども……

○國會議員(入江誠一郎君) 私の申し上げておりますのは、三十一年三月末に、特別手当を法制化すべきであるという勧告をなされた。その勧告をなされた理由は、出ておりますように、明らかなんです。この理由は今日といえども失なわれていない、厳然として存在しているのじゃないかということは何つてあるわけですか。今御説明になったことは、あの三月末のとき、そういう理由であつても出すべきだという主張なんです。この勧告をごらんになつておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) その三十一年の勧告は十分存じております。そ

れで、今その理由があるのじゃないかというの、あるいは今年の春闘でございした四現業における〇・五カ月の奨励手当及び三公社及び郵政の〇・五カ月の業績手当、その問題があるのではないかという御質問でございますか、あるいは前に勧告したような現業との差を、現業の通りにすべきじゃないかという方針を現在も持っているかという御質問でございますか、それによつてお答えが違つてくるわけでございますが……

○國會議員(入江誠一郎君) 私は、その〇・五のことを聞いていないのではないのです。私の伺つておりますのは三月末にあいり意見書を出されて、それが政府のいれるところとなつた。そこで、意見書よりも強いと人事院がいつも主張されまして勧告によつてその意思表示をされた。しかし、実際にはそれは三月末には実現しなかつた。しかし、その三月末に特別手当を出すべきであるという主張をされた理由である、今日といえども厳として残つておるのではないかという点を申し上げておるのです。と申しますのは、出したけれども、政府によつてけられた。そこで、もう二度とこの問題については人事院は手を触れたくないということが通説になつておるのですから、もう一べんその問題について、理由は残つておるじゃないかという点を聞いておるわけですか。なくなつたのか、あのと

きの理由は残つておるのかという点を聞いておるわけですか。

○政府委員(入江誠一郎君) 理由が残つておるかという点につきましては、二つの問題があると思ひますけれども、現業との差が残つておるじゃない

かという問題と、それから、三月に期末手当というか、臨時給を国家公務員にも出すべきかどうかという方針でございます。その方針を現在も持っているかという、二つの問題があるかと思ひますが、あとの問題でございますが、あのときは、先ほど申し上げました通り、現業の臨時手当が非常に急増いたしましたので勧告をいたしました。たが、一たん政府がこれを整理されたわけですから、そこで、現在そういう問題とは別に、公務員の給与として三月に臨時給を支拂すべきかどうかという問題はございします。これはまああれわれも始終この問題に関心を持つておるの

でございますが、大体四月は子供が学校に参りますし、いろいろ支出も多うございします。そこで、いわゆる臨時給といふものを六月と十二月のほかに、三月にも出すべきじゃないかということも、もちろん検討いたしておるの

でございますが、民間のことで申しますと、従来の調へによりまして、大体三月に支給しておりますのは、わずか九・四％ぐらいしかございせんので、それから、大体八五％が年に二回の支給でございます。それから、年三回支給しておりますのが、わずか二・四％ぐらいしかございせん。そういう

う工合で、従来若干関心を持ちながら、民間の給与を調べておりました結果は、三月に特に国家公務員について出すというところは、非常に民間の趨勢とは違つておる点がございまして、その後一つの給与制度としては、こういう問題を打ち出しかねておるわけなんです。しかし、この問題は、ことしの調査におきまして、一つの問題として、調査の結果につきましては検討いた

したいと思つておりますけれども、昨年までの趨勢では、非常にそういう工合に、今申しました統計のように、差があまりあり過ぎまして、公務員の方に三月の期末手当を増設するといふことはいかがうかというところが現在までの考え方でございます。

○國會議員(入江誠一郎君) 民間の問題が今出ましたけれども、若干私よりも少し別な角度から御質問申し上げようと思つていたのですが、時間がだいぶたつておりますので、今の総裁のそつちの方向へ質問を変へまして何つておきますが、確かに今おっしゃいますように、民間の場合におきましては、夏と年末と、この二つが大きな期末手当のものになつておると思ひます。しかし、それ

はつきりした数字が出ておるわけではなくて、五月、六月、七月というところが手が数字としては出てくる。それから十二月も、十二月にだけ出てくるのでなくて、十一月、十二月、一月というところがどうも相当の数字を出したようだという数字が出てくるわけであつて、そういう意味ではそこに集中してはいるのですが、しかし、二月、三月、四月というところにも、また一つの小さな山があることは事実です。加うるに、先ほど来私が申し上げておるように、国家公務員の場合にお

いても、五現業の場合には、三月末に出る業績手当といえども、差があることは人事院としてはまずいということをして、盛んに主張しておられるのですからして、この三月末の手当という問題について検討を願ひたいと思つております。

次に伺ひたいのは、御存じのよう

実施すべきだという勧告をなさったわけですから、それが十月一日になつて、五カ月おくれたわけでありますが、はなはだ遺憾であるというのが人事院の御見解であります。政府もまた、はなはだ残念に思つておるといふ御見解でありました。さらに、また、御存じのように、人事院は、昨年の期末手当の場合におきまして、〇・一九という、かつてない大きな数字をネグレクトされました。人事院としては、あの当時、心中穏やかでないものがあつたというふうに推察をいたしてあります。今日そういうような問題について検討をしなければならぬのではないだろうかといふふうに私は思つております。昨年〇・一九といふつかい数字をネグレクトした、さらに五月一日から実施すべしといふものが、はなはだ遺憾ながら十月一日になつた。一方、五現業等については〇・五といふものも出てゐることをちよつとは考へてみた場合に、そこら辺のことを御検討さるべきじゃないかと思つておりますが、どういふふうに考へておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) 昨年の〇・一九という問題につきましては、今さらにお答え申し上げるまでもなく、御存じの通りでありまして、このしのかりに八月に報告いたしますが、それはそのときの工合でございますけれども、そのときの臨時給をどうすべきかという問題は、いずれそのときに民間の臨時給の結果が出て参ると思ひますから、それによつて善処いたしたいと思ひます。ただ、次の四現業と申しますか、業績手当は別といたしまして、奨励手当のことしの〇・五の増額の問題は、御存じの通り、これはむしろ人事院の勧告が十月から実施されたために、それと平仄を合わせますために仲裁裁定で〇・一五を出しましたように規定には書いてございますが、うでございまして、そういう関係もありまして、あの四現業関係の〇・五に對しては、ちよつとわれわれとしてこれとの均衡といふものは考へるわけにはいかぬのじゃないか。それから業績手当の関係は、これは業績手当は一つの業績の成績によることでございすから、これに即応して必ずしも公務員の臨時給を考へるわけにも参らぬのじゃないか、さうに考へておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私の申し上げてゐるのは〇・五の問題についてちよつとびり考へてよいのじゃないかといふことです。重点を置いておるというのではない。重点を置いておるものは、昨年〇・一九といふつかい数字をネグレクトされた、さらに、五月一日実施といふことが主張されたけれども、これが十月一日になつた、はなはだ遺憾であると言つておられる。そこら辺のことを検討し、対処されるかといふことを聞いてゐるわけです。

○政府委員(入江誠一郎君) この問題につきましては、やはり夏に出て参ります民間の臨時給の問題等を勘案しながら結論を出したいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 まだ問題は残つておりますけれども、きよりは時間が過ぎましたので、これで終わります。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記を起し下さい。

○山本伊三郎君 せつかく立ちかけられたのですから、簡単にやつておきましよう。

実は、僕は問題の二法案について尋ねたかたつたのです。今、鶴岡君は全般的な給与の問題について尋ねられましたが、寒冷地手当の法律第二百号と暫定手当の問題で、私は給与担当大臣に聞いておきたいのです。

まず、法律第二百号の寒冷地手当の問題です。この問題につきましては、すでに相当調査のときからやつていますから、くどくどした前提は省きます。この法案の審議も最終段階にきておるやに思ふのですが、これについて、まず第一点は、これは人事院に聞いておきたいのですが、寒冷地手当の支給地域の指定についての基準、これについては、一応いろいろと気象庁の資料でやつておられるのです。従つて、基本基準なり、あるいは補正基準その他もあつて、一応の理論づけがされてゐるのです。しかし、基本的に最高のいわゆる八〇%という基準がどういふところから最初出されたか、これを一ぺん簡単にでけつこうですから、時間がないから。

○政府委員(入江誠一郎君) 薪炭手当などとあわせて、寒冷に伴います暖房増高費を申しますか、暖房に関する消費事情を勘案してきめられました。それで八〇%を増額する必要がないという結論に達してゐるわけでありま

す。

○山本伊三郎君 増額する必要がありやなしやといふことは今聞いておらな

い。八〇%にもとときめられたその基準といふもの、そういうものをどこに求めてやられたかといふことを聞いてゐるわけです。簡単にいいです。

○政府委員(津本忠男君) これは御存じのように、最初寒冷地関係の寒冷増高費に對しまして、こゝういふ手当を必要とするのではなからうかといふやうな問題が団体交渉できまつておつた時代がございまして、それがあつた時期ございまして、そのあとでこの法律第二百号といふものを議員提案の法律で出しになりまして、そのときに四級地入制といふことがきまつておるわけでございます。われわれの方では、あとでこれが一体適當であるかどうかといふ研究は特にいたしておりません。

○山本伊三郎君 大体さういふことで、これは議員立法でやられて、一応その當時も、一〇〇%とか、いろいろの問題が論議があつたことは聞いてゐるのですが、これは人事院の方の責任でもないことはわかるのです。そこで、これが一〇〇%でも基礎づけるところができるし、あるいは逆に七〇%でも基礎づけできると思ふのです。この暖房の増高費をどう見ると、いわゆる本俸の中に暖房費が幾ら入つておるかといふことも一つの基礎になりますから、これはいえると思ふのですけれども、そういう点についての意見は、私の言うことについてどうですか、それを一ぺん聞いておきたい。

○政府委員(津本忠男君) これは、御指摘のように、まあ暖房増高費をどの程度に見るかといふ問題はございまして、まあわれわれとしましては、先ほど總裁が言われましたやうに、寒冷地手当と薪炭手当、両方合

してやはり冬の暖房費といふものはあるわけでございますから、従ひまして、そういうものは差し引いて考へるというやうなことで、われわれとしましては、一応今度の給与改善がありまする以前の狀態においていろいろ試算をしてみたのでございまして、まあ仮定もすいぶん入つております。しかし、大体さういふことではなからうかといふことでやつておるものであります。それが、それはかつてわれわれがやりました暖房調査といふやうなものを基礎にいたしまして、多少の推計を加えて實際生計費の増高がどれくらいといふことを研究しました。

○山本伊三郎君 大体それでまあ一応わかりましたが、そこで追水給与担当大臣にお聞きしたいのですが、まあ御存じのように、この法律第二百号の制定過程といふものはさういふことになつております。そこで、これは暖房増高費についてはいろいろと方があるんです。さういふことを一々言ふ必要はないのですが、そこで、本法律案が人事院の勧告以外に、政府が政府案を提出されるときに若干修正されておる。まあ修正といふことは別といたしまして、人事院勧告以外につけ加へられておる。従つて、これは人事院に尋ねると、政府の方のやられることであり、勧告以外のことをやられてもこれは何も違法でもない、これはもつともだと思ふのです。従つて、こゝういふことわされることだからいいといふことでわれわれはまあ納得はすることもありま

外にそういうものが出てきても、政府としては勧告を尊重するのだから、それ以外は何も言えないんじゃないかと、私はそう思うのですが、その点の政府の態度を一べん聞いておきたいと思ひます。わかりますか、私の質問。

○国務大臣(迫水久常君) お話は石炭手当のこと、これは、まあ率直に答弁いたしますが、最初この問題が論議になりました、国会の方面でも非常にこゝろを希望しておられるが、どういふことを希望していただけるか、どういふことにしたいだろうかといふことの相談がありましたときに、私は人事院の勧告にないものをするといふとあとで非常に困ることになりやしないかといふので、私はそれを、ほんたとを言つて、好きませんでした。しかし、国会の方の側で非常に御希望になつてゐるし、金目もそう大して大きな金目ではないし、それじゃ、これをならう方にしては決して悪いことではないし、まあ人事院の御願色をうかがつてみたらどうだといふので、人事院の御願色をうかがつてみたところ、これはまああれでもよからうといふような御内意もあつたといふことを聞いたもので、それから、それならばこれは決して政府としては自分勝手に人事院とは無関係に給与の問題を取り扱うという意思は決してないのだけれども、この問題は人事院もそういうことで御内意もあつたといふとすれば、国会がもし御同意になるならば、それはもうやつてもよさうに思つたものですか、国会で御相談を願うようにといふ意味でここに提案をいたした次第でございます。

○山本伊三郎君 私は、まあこれは一応若干でも、一地域でもよくなるのだ

からいいという、そういう僕は簡単にささる問題ではないと思つておるのです。しかし、北海道の道南地方の諸君は、やはりこれについては希望されておることは事実です。私はそういうものを総合して、前提に立つて実は大臣に聞いておるのですが、おそらく追水大臣の性格からいふたら、これは今言われたように毅然たるものではないと思ふのです。で、人事院も政府からそういうものを相談を受けたときに、それによからうといふのは、一体私としては聞き取れないんですよ。少なくとも今まで言ひました先ほどの八〇%の問題で、一応生成過程においては、議員立法でそれだけけれども、これが増額するときはいろいろ検討して、増額する必要があるという結論を出した。そしてそのデータはいろいろわれわれにくれておる。私はそれを信じますよ信じますけれども、一応そういう政治的な問題がある、人事院はそれに若干でも折れてしまつて、やむを得ないといふお考えになるとは一体何事なんです。われわれは人事院のデータというものは、間違ひは一応指摘してあります。指摘しますよ。一応われわれの指摘できない点は信じてやつておる。この点について、私はそういうものがここにあらば、一般の寒冷地手当の問題にもあるのですから、問題が、従つて、その点については、大臣は率直に言われたことを私は了いたしますが、こゝろ問題について、この法律案を通す場合には、これだけで私は了解できないのですが、こゝろいふ点について人事院の見解と大臣は言われましたが、私は必要があれば――

まあ金額が少ないから了承したといふことは、まああなたの言葉としては聞けないのです。金額が少額であるからいいというところは、これはあなたの性格として言えないと思ふのだが、しかし、そういうものがあつたとするならば、やはり政治的な圧力と申しませんが、正當なものややはりこれは修正してもいいという逆な答弁にとれると思ひますが、これについて大臣の御答弁を求めます。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ人事院も、率直に申し上げて、大へんこつこつというふうに申し上げたわけでもないと思ひますが、これは別問題といふたしまして、あの問題につきましても、これは御存じの通り、私どもが道南地方の三トンを勧告いたしまして、増額いたしません場合には、現業との関係も考えまして、国鉄があのころちやうど道南地方が三・〇一という線でございますが、やはり三トンぐらいでございますが、その後それが仲裁裁定といひますが、国交でちやうどあの法律が修正される場合には三・一トンという線が出て参つたような関係もございまして、まあ一つの特殊な問題とも考えておるわけでございます。

○国務大臣(迫水久常君) この法律を通しますときに、きつとこゝろいふ話になるだろうといふことをまあ私は思ひます。で、最後までどうか、どうかとこゝろ言つておつたのですけれども、今、山本さんは、金目の少ない点ばかり理由にはならぬとおつしやつたのですけれども、きわめて露骨に言ひますれば、金目の少ないといふ点も一つの要素ではありました。そこで、こ

れは例外的な、きわめて例外的なことであつて、これはまあ先例にはならぬといふようなふうにわれわれは、私は少なくとも考えて、この分だけは北海道の道南の方々のいろいろ御要求もあるし、もし国会が御承認されるなら、これは、これでやつていただけたらしあわせだと思ひますけれども、これを、これがあるからといふ理由で、さらにこの例外をよけい支出するといふことについては、これはやっぱりしなう方がいゝと、露骨に言つておる考えておられます。

○山本伊三郎君 給与局長何か耳打ちしたようでございしますが、僕の質問の意図に相当含みがあるもので、何か言われたら、答弁が非常に慎重になつておるのですが、これはいづれにいたしましても、私はこれに因縁をつけたくなのです。ありません、率直に言ひましたら、ないけれども、寒冷地手当は法律第二号にいろいろの問題を含んでおるのです。この法律の生成過程は、これは政治立法だといふようなことをいわれておられますが、むしろそのまゝ人事院は今までのいろいろと理屈をつけて逃げ回つてきたのです。それは気の毒だと思つておるのです。人事院当局にはむしろ、それをこゝろ措置をとられると、ハチの果をつつたやうになつてしまふ。だから、私は正式の委員会でも妥協するとか、そういう意味ではないのですから、やはりそういう個所があれば、政府は寛大な気持でこれを見なくちゃならぬ場合があると、こゝろいふことをまあ言つておる。それを、金額が少額だから、一応大蔵省は認めたといふこと

になつておると思ひます。これはもう率直に言つて。よく聞いておるのだから、僕は。だから、そういうことだけでこの法律をどういふとは申しませんが、一応そういう含みも意見としてあるといふことを一つ大臣に御承知を願ひたい。これ以上答弁を求めると、またいろいろむずかしい点もあると思ひますから、それだけ申しておきます。人事院を私はきめつけるわけではございませんが、そういう権威のないことでなくして、率直にこゝろいふ点はどうだといふことを言つてもらひたい。それで時間がかかりましたから、次の問題に……。含みのある質問として聞いておいてもらひたい。

次に、暫定手当の問題ですが、これはまあしつちやう問題になつておるのです。もうすでにさきに前々国会でも、三年ほど前の国会でも問題になつたのですが、これは非常に問題を残してゐるのですが、これについて政府は今どういふ考へでおるか。この法律案についてはいろいろ問題はありますが、基本的にこの暫定手当について、附帯決議では解消するといふことを言つておるのですが、政府はどういふ方向で解消しようといふ考へを持つておるか。また、人事院はどういふ考へを持つておるか、この点についてお伺ひしておきたい。

○国務大臣(迫水久常君) この問題も人事院にいい知恵を出していただいて、人事院からの御勧告に従つて処置をしたいというのが政府のほんとうの心持だと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) この暫定手当の解消の問題は、まあよく御存じの通り、また、お答え申し上げます通

り、理論的には給与の地域差というものが適当であると存じますし、また、現在、定額のためにだんだん率も減つておりますし、これに變更を加えることにつきましてはいろいろの問題がございます。簡単に参らぬ問題でございます。しかし、まあ一面において、国会では非常にこれに対して御要望の線もございますので、その点と理論的な方面とを勘案しながら、まあいろいろ検討いたしております。どちらにいたしまして、これを一挙に底上げするということは、これはいかかと思つております。いろいろな要素を勘案しながら善処していきたいと思つております。

○山本伊三郎君 それじゃこれで質問を終わります。

担当国務大臣には、今言われたまあ人事院の勧告を待つて政府は措置する、今度の場合には十分そういうことを考へて一つやつてもらいたいと思ひます。人事院は、あなたの勧告が基礎になるのですから、今一ぺんに底上げできないけれども徐々に考えと、まあ私はこの点ですが、徐々に考えるというの、ここで具体的に言えといつても無理でしょうが、現在あれだけの格差があるために、これを人事行政上も大きく問題があるのです。これは国家公務員だけではないに、地方公務員も実は困つておるのです、転勤する場合に、従つて、これは早く解消するわけにはいかない。従つて、すでにこの問題はもう煮え切つておるのですから、来年度から実施できるような勧告は考えられるかどうか、これだけちよつと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) この際、来年から実施できるような時期に勧告を出し得るかどうかが、必ずしも明言いたし兼ねますのでありますが、この問題は十分検討いたします。

○田畑金光君 閣下でお尋ねしたいのですが、今の山本委員の質問に関連して、追水長官の御答弁によりまして、石炭手当について国会の方にもそのような意思もあるようであるし、こういうようなお話でございましたが、そういう意思のそんたくによつて人事院の勧告にない措置がとられていくとするならば、私はこの法律には詳しくございませぬが、今ちよつと説んだところでは、まあ薪炭手当についても石炭手当についても、とにかく額の多い少ないは別にしても、増額措置がとられたわけですね。寒冷地手当そのものについて、これをそのままにしておくということも、これは矛盾をそのまゝ放任するといふ結果にならうと考えるわけですね。現に毎日われわれのところいろいろ陳情の文書が来るわけですが、それをみますと、今の点を非常に多くの公務員の諸君、寒冷地に勤務している諸君からそういう訴えが来るわけですが、この点はこのまゝ放任されるつもりであるのかどうか。国会の意思があつたというので、その国会の意思もおそらく全体の意思ではなくして、大よそ推察はつくわけでございますけれども、私は、たとえ北海道の道南地区において、一部であらうとも三・一トンにされた措置そのものについては、反対するわけじゃございせん。だがしかし、その他の寒冷地に勤務する諸君について、このまゝ放任しようというのかどうか。これについてはもつと人事院としても筋を通す措置を当然これは考へてもらわなくちゃならぬと、こう思うのですが、これはどういふお考えでありますか。この法律第二百号を讀みますと、第三条の第二項には「人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ」と明確にうたわれているわけですね。ところが、今問題になつておる石炭手当については、人事院の勧告措置はとられていない、こういうことですね。先ほど人事院総裁の御答弁では、何か団交で、国鉄において引き上げ措置もとられたようであるからして、政府がそういう措置をなされるに付いてもあえて異議を唱へなかつた、やむを得ない、こういうような趣旨の御答弁だったかとお聞きしましたが、筋が通らぬじゃないですか。そういうようなことを言われるならば、法律によつてちゃんと勧告に基づいて措置をする、こうなつていくのです。そうならば、やはりこの次の機会に、第三条第二項に基づいて寒冷地給地域の諸君に対しては公平な措置をとる準備があるのかどうか、これを人事院総裁から明確にお伺ひしたい。

さらに追水さんからは、一つ、国会の意思がどうであつたらうからというやうなことだが、そうならわれわれは寒冷地給についても当然これは公平な措置をとるべきだといふ国会としてのわれわれ意思を持つておりますが、その意思にこたえられるおつもりであるのかどうか、これを一つ明確に答えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ人事院といたしましては、率直に申し上げますと、せつかく十分研究いたしまして勧告いたしたものでございますから、その通り実施されることを希望するわけでございます。しかし、それがよくないという場合には、どこまでもこれを反対いたすべきかどうかということも、そのときそのときにまた問題がございまして、あの三・一トンの問題につきましても、先ほど御指摘ございましたように、国鉄のその後の仲裁裁定の決定もございまして、われわれ内閣といひますが、いたすのがほんとうでございまして、今後といへども、やはりただいま御指摘のようにこの法律の精神は、人事院の勧告に基づいてきめていただくのが本筋じゃないかと思つております。

○国務大臣(追水久常君) 国会の御意思というものはできるだけ尊重し、それから陳情もできるだけもつともものは取り上げていくというのがこれは政治だと思ふのですけれども、給与の問題に関しては人事院というものがあつて、その勧告に基づいてするのが当然の道でありまして、石炭手当をこゝろやりましたのは、まことに例外中の例外だと思つておりますが、さつきから山本さんもおなたも、金のことは別にしてといふことを必ず言われるのですけれども、その金目の少ないといふところがこの問題に踏み切つた相当大きな理由であつたと思ひます。率直に申しまして、従つて今、国会にそういう意思があるときには何でもそれをのむ気があるかと言われますが、それはケースによつて十分研究させていただきます。ただかなければ、概括的な御返事はちよつとできません。

○田畑金光君 まず第一に、私は人事院総裁に重ねてお尋ねしますが、第三条第二項を讀みますと、「内閣総理大臣は、第一条第三項、第二条第二項及び前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ」と明確にこれは強行規定になつておるわけですね。そこで、政府が皆さんの意思と反して、これはおそろくこの法律に基づいて仕事を進められる人事院の立場からいふと、本来の気持に反するかもしれませぬ。反しておるでしょう。やはりこの法律に基づいて人事院あるいは人事院総裁としてお仕事をやつておられるわけですから。しかし現に、これは理由とはかくとして、くすされたわけですね。その点において、私が先ほど申し上げたように、とにかく寒冷地に勤務する多くの職員の側からいへば、これは相當の不満が現存すると私は判断するわけですね。従つて、人事院としてはこの点についてはすみやかなる機会に十分これは検討されてしかるべきだと思ふのだが、そのような御意思があるかどうか、これを一つ明確に承りたいわけですね。

それから追水長官には、あなたは答弁が非常にうまいので、なかなか、あ言へばこゝろ、こゝろ言へばあ言つてくるくると逃げられますが、金額の多い少ないは私は問題にいたくないのです。これはやつぱり法律の建前上勧告という制度がある以上は、私は、これは結果についてとやかくいうのじゃないのです。ある力が加われば、それには金額はどうかとこゝろとかいって、政府は入れるとか、ところが、力がないとか、あるいは問題にして提起しなかつたといった場合は、何らこれを顧みて措置しない。金額の多い少ないじゃないと思ふ。政治は筋でしよ。

筋をやはり通してもらわなければいかぬと思う。そういうことを考えてみるなら、政府としては、道南地区の人方に○・トンふやしたことは私は反対じゃないのです。けつこうなことをなんです。しかし、それならばやはり公平の立場に立つて政府みずからも寒冷地域に勤務する公務員の諸君について、これは公平の立場の考慮を払うべきだと考えます。が、追水長官はどうか考えになりますか。金の多いとか少ないという答弁は一つやめてもらいたいと思う。一つ明確に承つておきたいと思うのです。

○政府委員(入江誠一郎君) 道南地方が○・トンふえましたために、本土の方の寒冷地関係について修正する必要があるかどうかという問題につきましては、一面、道南の三トンというものを、また本土の方の薪炭手当、寒冷地手当の關係も考えたことは事実でございますが、それと同時に、われわれこの寒冷地給につきましては現業とのバランスも考えておきまして、その点から申しますと、東北その他のこちらの方の地域は現業関係とバランスがとれておりますわけでございまして、現在の段階におきまして、道南地方がふえましたために、内地について手直しをするという考えは持つておりません。

○国務大臣(迫水久常君) その問題は一つ人事院でよく御研究をいただきたい、人事院の御報告を得て私の方で処置したいと思つております。

○田畑金光君 まあ迫水大臣の答弁はうまいところへまた逃げたわけですがけれども、人事院総裁、今お聞きのとおりですがね、まああなたに何事も持つてこようという気持はございませんが、

現業との均衡云々というよりなお話で、まあお立場上、お仕事の上からいうとわれわれも理解できないでもないのですけれども、しかし、薪炭手当も増額されておるし、また石炭手当についても、とにかく一部ではあつても、増額をされておると、この事実の上に立つて私は寒冷地給の支給についても十分一つ御検討をお願いしたい。これだけ要望として申し上げておきます。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、残余の質疑は次回に譲ります。

○委員長(吉江勝保君) 次に、国家行政組織法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

なお、本案は衆議院において、お手元に配付いたしましたように修正されております。

政府側出席の方は、小沢行政管理局長、山口行政管理局長、丸山調達庁長官、大石総務部長、新保主計官でございます。

御質疑のおありの方は御発言願います。

○伊藤道雄君 国家行政組織法について、特に調達庁関係の定員に限定して二、三お伺いしたいと思つていますが、最初は調達庁長官に主としてお伺いいたします。

御承知のように三十五年度の調達庁の定員については、七十五名の定員減があつたわけですが、聞くところによると、現在までに五十五名については配置転換の措置がつけられたけれども、現在なお二十名についてはそのまゝになつておるやに聞いております。もしそうだとすると、その二十名については、今後いかなるところへどのようにつづいていくのか、その配置転換しようとするのか、その受け入れ先とそれから等級別、地域別、職種別、性別等について具体的に御答えていただきたいと思つております。

○政府委員(丸山信君) 三十五年度の七十五名の処置につきましては、防衛本庁の各部署を初め、厚生省その他の各省庁、あるいは公団等、幸いにしてその御協力を得まして、ただいま七十五名については全部完了いたしてございます。

必要があれば総務部長からその内訳等説明させます。

○政府委員(大石孝章君) ただいまの御質問に関連しまして、内訳等御説明いたしたいと存じます。

御指摘の通り昭和三十五年度におきましては、等級別に、四等級八、五等級十五、六等級十九、七等級二十九、八等級四と七十五名、それを三十五年度七月末二十名、九月末二十名、二月末三十五名、計七十五名という割合でやるわけでございしますが、これをいわゆる人員移しかえの方式と申しますか、他省庁の協力を待つて、他省庁に出血整理をしない形で移しかえをするということとで参つたわけでございます。それで、ただいま丸山長官の答弁申し上げましたように、厚生省関係、防衛庁関係その他各省庁の地方出先機関、公団等に移しかえたわけでございます。その内訳は、厚生省関係二十六名、防衛庁、公団その他の関係三十二名、計五十八名、その他十七名につきましては、本人の関係しているような会社の関係、あるいは自家営業といったような点におきまして、総計七十五名の出血整理を見ない転出を完了しております。ただいま御質問の中に性別といったようなものもございしますが、大半はむしろ男子職員でございまして、一部、十七名の中に女子職員が含まれておるといふような関係になつております。

○伊藤道雄君 これは七十五名全部完了したようですが、これはいつ完了しましたか、その時期です。

○政府委員(大石孝章君) 本年の二月の末までに完了いたしました。

○伊藤道雄君 次に、大蔵省の主計局長はお見えになっておられますか。大蔵省どなたか見ええておられますか。それから行管の方にお伺いしたいと思つていますが、調達庁は、三十六年度については二千七百五十二名からさらに本年も七十五名定員減ということのようです。が、そこで御伺いしますが、当初の大蔵省事務当局、言いかえると主計局です、その折衝の過程においては百十五名であつたと思つていますが、これが結局七十五名に最終的に決定したと、そういうふう聞いておりますが、防衛庁とか建設省、厚生省統計調査部、こういうところへ配置転換というふうになつておられますか、現在のどのようになつておられますか、この実態について。現在どこへ何名どのように配置転換になつておるかということについて。

○政府委員(大石孝章君) お答え申し上げます。御指摘の通り、三十六年度におきまして七十五名の定員削減が行なわれるわけでございます。その点は昨年同様やはり防衛庁を中心として厚生省の国民年金業務関係、公団等に配置転換を企図いたしたいというようなことで各省庁協議を進めて参つております。私どもおそろく三十五年度同様三十六年度におきましても各省庁の御協力を待つて無事三十七年の二月末までには完了できるといふふうに期待いたしております。

○伊藤道雄君 これは予算上の、これは期間の規制があつて三十六年七月末までに二十名減、それから九月末までに二十名減、来年の二月末までに三十五名減、こういういわゆる期間の規制のもとにこういう七十五名を配置転換しようとする、こういう計画のようです。が、これはそういう計画の通り配置転換の見通しがあるのかないのか、そういう点を伺つておきたいと思つております。

○政府委員(丸山信君) ただいまの具体的な計画に關しましては、防衛庁を初め各省庁相談中でございますが、そのような日程に應じました措置が必ずできると、私は今までの経験、それから関係の省庁の御協力が期待できますのでその通りにいくものと確信いたしております。

○伊藤道雄君 そうしますと防衛庁とか厚生省年金局、建設省と、こういうところへ配置転換を行なうということであるならば、出向先の関係省庁においては、定員増の中にはこの調達庁職員の方も当然含まれていなければならぬと思つておられるか、そういうふうに向先において与えられる職種の内容はいかなるものか、これを具体的に承り

たいと思つてゐる。この二つの点について。

○政府委員(丸山信君) 防衛庁関係ではやはり二法案等の関係で増員の分がございませう。ほかの各省の分については私は具体的につまびらかにいたしておりませんが、増員がある向き、ないしは欠員の補充と、こういうようなことによりまして、合わせまして七十五名の本年度の措置も従来通り円滑に行ない、いわゆる職員の出血の整理というようにすることがなされて済みますように協力をお願い、そのようにできるものと思つております。

○伊藤道雄君 それでは調達庁としては、防衛庁関係だけはわかつておると、他の省庁については明確でないということがありますので、そこで、行管の方では全般的に一括してありますからお知らせしようが、当然、調達庁の七十五名が配置転換ということになれば、その受け入れ省庁ではその面についての当然予算措置とか、そういう定員の中にそれを含ましておかなければ受け入れられないわけだと思つておるが、その点は遺憾なきを期しておられるのかどうか、こういう点を。

○政府委員(山口西君) 建設省では地方建設局に増員がございまして、これは用地買収関係でございまして、これが従来調達庁の業務と非常に近似しておりますので最も適當であらうと考えまして、この増員の要求審査の際に、調達庁の職員を配置転換によって吸収するようにということをお願いいたしまして増員を承認いたしております。それから調達庁の機構が地方にかなり分散しておりますので、やはり地方にそれぞれできるだけ現在地に近いくところ

に転換する必要があると思つて、国民年金の関係で相当増員がございまして、この面につきましても、厚生省と増員の折衝の際に調達庁の職員を引き受けるようにということをお願いして承諾を得てございまして、調達庁の職員の必要な転換はそれぞれの増員の省の原則的な了解についておるといふふうに考えております。

○伊藤道雄君 次に伺ひますが、調達庁は三十三年八月に防衛庁の外局として移管がきまつたわけですが、しかし、それにもかかわらず、その後機構あるいは定員が削減されて今日に及んでおる。そうして、今指摘されておるような配置転換先についてもやはり既得権が侵害されて、必ずその意を得ていない、いわゆる不利益処分面の面でも相当あつたわけですね。現実にはどういふ中で今回また、本年も七十五名について配置転換されるわけですが、そういうことから見て、これは先ほども言つたように、期間の規制があつて、何年何月までに何名というふうにしてやつていくわけですが、こういう点十分考慮されてやつておられるのか、ただ配置転換で本人の意に反しての配置転換が行なわれようとするのか、これは大きな問題であつて調達庁の職員としては重大関心のあるところだと思つておる。こういう点を明らかにしておきたいと思つておる。これは大蔵省にも関係があるし、行管、もちろん調達庁長官にもお伺ひしたいと思つておるが、それぞれお答えいただきたい。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、この数年にわたつて年々調達庁職員の定員減がございまして、このために職員一同が、自分の身分、先行きを

非常に心配する、従ひましてまた、それが仕事の、業務の能率あるいは士気というもののにも響きますので、歴代長官、また私も現在心配の種でございまして、これに関しまして、ただいま行管の局長からお話の通り、この定員減の分に関しましては、政府をあげて各省で協力して、その調達庁職員の行く先等を御心配にあつておるわけでありませう。基本的には、私はこのような状況をなくして、職員の身分の安定をはかり、士気を高揚し、業務の能率を上げたい、こういう組織、機構の方面もぜひ考えていかなければならないと思つております。そのためには、ただいまお話がありましたように、業務が駐留米軍関係にすべて依存しておると申しますか、それを専一に取り扱つておる関係上、やはり防衛上の業務、この関連におきまして防衛庁の外局の形にしていただきたまはした。しかしながら、現在といへどもおなじことでは飛行場、演習場、同様の問題でありまして、調達庁が担当いたしました米軍の関係は、最近では安定と申しますか、あまり大きな変化をいたすような筋になつておりませんけれども、しかしながら、いわゆる基地の数等は減つてくる現象にございまして、基地の数は減つても、かなり業務面におきましては、基地の関係におきまして、もつと多々やらなければならぬ仕事はたくさんあると私も考えておりますが、いずれにしても米軍関係自体の仕事でありますと、私もいろいろと先々まで計画し、これを企画して、それに応ずるような態勢はとれない、自分たちの手の及ばない点において、向う側の

変動に應ずるという不安定な要素があるのが事実でございまして、この面から考えましても、安定的な機構を作ること考えなければいかぬ。一方また飛行場、演習場等の基地の仕事の回転方面から見ましても、自衛隊のもの、米軍のもの、これを分けて取り扱うことが政府として妥当な措置であるかどうか、特にこの数年來、現在の状況を見てみますと、同じ飛行場、演習場、米軍の飛行場、演習場というものを自衛隊が共同に使うというケース、また逆にこれからは自衛隊のものを米軍が使うというようなケースも出て参るだらうと思ひます。そういうような面から見ましても、これを総合的に統一に取り扱うことが、この基地に關する行政の改善に資するとも、そして、そういうような筋におきます機構の改善によりまして、調達庁職員の定員法の関係も自律的に考える道が出てくるというように思つておりますので、ただいま防衛本庁とともにそのような筋における問題を検討いたしてございまして、われわれの所期の目的をすみやかに実現したいと考えております。

○伊藤道雄君 三十六年度の七十五名の定員減については、予算面では各等級別に規制をしておきながら、さて転出については、あまり考慮が払われていない、こういう点を私先ほどから指摘しているわけですが、これは結局、受け入れ側の事情は優先的に考慮せられて、せつかくこちらから配置転換して、受け入れ側でなかなかむずかしいことを言つて、どうも結論としては、その意に反した配置転換が行なわれる、これが今までの従来の多くの例であつたわけですね。そこで、今年度の

七十五名については、一つそういうことを繰り返さないように、先ほどから言つてゐる地域別、等級別、職種別、性別、こういう点を今から十分検討して不利益処分とならないように、十分公算のある計画が立てられてゐるかどうか、また、そういうことをお考えになつてゐるのかどうか、これは調達庁長官として、また行管として、こういうことに対してどういふふうにお考えになつてゐるか、それぞれお答えいただきたまはたい。

○政府委員(丸山信君) 防衛庁との関係は、これは調達庁と何と申しますか、向うが本省の形、こちらは外局の形で、一つの大匠のもとにやつておりますので、その点、もちろん十分に当庁の職員の希望するところ、また適するところ、これに相応するところの防衛庁各部局なり、それに合致させる努力はただいまもいたしてございませう。また、ほかにも厚生省、建設省等の関係におきましても、先ほど行管の局長のお話になつております地方的にも増員面がある。また私の方でも全国的に入つた地方局を持つてございまして、地方の職員がございまして、その住所の関係等におきまして、どうもそう遠いところにいけないというふうな事情のある者もございまして、この当方の希望するところ、住所関係、それからまた職分として、その職種、それからまた年齢、あるいは階級、給与、こういう面々、他の省の受け入れにおける向うの希望するような年齢、あるいは職階、あるいは性別も関係いたしますので、それらの点と合致すること、この相談をいたして参り、今後これが

双方満足にけるような措置を講じまして、この七十五名の処置を完了したいと思ひます。

○政府委員(山口西君) 級別につきましては、実は私どもの方では所管いたしておりませんが、従来配置転換の障害になっておりましたのは、御指摘のように級別の問題が一番大きな問題でして、円滑にやるためにはどうしても出したい方と受け入れする方の意見が級別の定数の問題で障害が起らないように、多少その年度の予算につきましては、増額をするようなことがありまして、そういう受け入れ態勢の問題を考へて、級別の決定、予算の決定を十分配慮してもらいたいということ、主計局の方と協議をいたしてあります。それに、そういう点につきましては、主計局でも十分考慮されて、調達庁と最終の予算の積算について協議をされたはずでございますが、具体的な人事は伴っておりませんが、将来、はたしてどうか、必ずしも安心かどうかという点まではわかりませんけれども、今回は十分そういう点も考慮されて、予算の積算をされたものであると考えております。

○伊藤頭道君 調達庁と各省庁との間にいろいろ配置転換について、受け入れについていろいろと話が進められ、約束が取りかわされていって、そういう場合に中央でこれが解決できないで、地方組織に移行したような場合に、えて混乱が起きている。そうして結局、実行不能になった場合も今までにあるわけです。こういうことは、私は遺憾だと思ひますが、これは特に調達庁の職員を調達庁から出すという意味で、調達庁長官としては、そう

いう場合には、十分こういう事態を調査し、そしてそれに対して十分責任を持つてもらわないと職員の利益は守られない、いわゆる不利益処分に至つてしまふ、こういうふうなことがあると思うのですが、これについて、調達庁長官としてはどういふふうにお考えをしておりますか。この事態に対して行管としてはどういふふうにお考えか。この点を明らかにしておきたいのです。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、中央におきましては、原則的な事項に關しまして中央官庁の担当の面において話をつけまして、その方針、計画といふものを地方に伝え、地方の各局と關係を受け入れの方のまた出先の各局と具体的に、この人だ、この人だということになるわけでございます。今までの原則に關係の政府機関に御協力いただいていることは、この数年來の事情でその通りでございますが、また地方の出先におきまして、その通りに実情が合わないというふうなこともなきにしもあらずでございます。このなきにしもあらずのような事項を皆無にするためには、いかがすべきか。今までの経験にも徴しまして、ことしのやる分につきましては、そのようなことの絶対にならないように措置をつける、中央で話が進み、地方にいきまして、地方においてまた特殊の事情で話が進まない場合には、中央にまた持つて歸つてその点についても話しを進める、いろいろのこのよう手段をとりまして、私どもの職員が非常に行先もない、希望も達せられないというふうな事態の起らないように、私、長官としては専心その処置の善処はしたいと考えております。

○政府委員(山口西君) 具体的に人事につきましては、關係省庁で協議されて実施したわけでございますが、そういう特別の困難な状況が起つて、あつての必要があるというふうな場合には、行政官理庁といたしまして、十分あつてをいたしたい。そして本年度の配置転換を円滑にやりたいたいという気持ちを持っております。

○伊藤頭道君 調達庁、行管、それぞれお答えはございまして、これは實際問題として、過去においてはあつたは強制出向あるいは格下げ、こういうふうな不利益処分は現実に行なわれてきているわけです。

そこで特に調達庁長官にお約束いただきたいと思ひますが、過去はともあれ、本人の意に反した強制出向は今後やらない、そしてまた職員の既得権を侵すこと配置転換は今後断じて行なわないといふことをここで確約できますかどうか。

○政府委員(丸山信君) そのようなことにはならないようにしたい。私はそのようにならないうように処置する所存でございます。

○伊藤頭道君 そのようにならないようにしたいと思ひます、こういうことですね。ならないようにしたいと思ひますが、しかし、どうしてもなつてしまふは仕方がない。どうも弱いように思ひますが、もう断じてそういうようなことは極力避けたい、もう少し強いことで表現できませんか。どうもそれだけ聞いたのでは安心がならぬ。過去においても繰返し申し上げましたように、その意に反した配置転換あるいは格下げ、強制出向、こういうことが具体的に次々と行なわれてき

ておるのですよ、現実に。こういうことを非常に憂慮しておるわけです。これはただ単に調達庁の場合だけではなく、本日では調達庁の定員に限定してお尋ねしておるから、特に調達庁長官に責任があるわけですが、これは他の省庁においても全く同じことが言えると思ひます。

そこで重ねてお伺いいたしますが、こういうふうな本人の意に反した強制出向とかあるいは格下げ、いわゆる不利益処分にならないように、極力懸命に努力する、こういう確約はできると思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(丸山信君) もちろん私は長官といたしまして、自分の部下のことで、これまで長らく調達庁の困難な業務に従事して参つたものでございまして、この七十五名をせむとも法律の命ぜるところによつて処分しなければならぬといふような事態になりまして、本人の不利益の処分になり、どうしてもいやだといふものを強制出向させなければならぬ、こういうことは絶対にとりたくないと思つております。また、どうしてもそのような事態に迫らざるを得ないことになつたらどうするかといふことでございますので、先ほど来申し上げました通り、これに關する措置は内部で対策を立てますとともに、行先、受け入れ先の方にもお願いを申し上げまして、そのような事態の起らないように今から措置していきたい、このように考えております。

○伊藤頭道君 これは、長官の部下である調達庁職員の利益を守らなければならぬという立場で私はお伺いするものであつて、あなたを何もいじめているのでも何でもない。あなたにむしろ協力

力しようとしておるのですから。その点はこれ以上お伺いたしませんから、一つ本年度以後こういう面については極力最大限の努力をしてみたいといふことを重ねて要望申し上げます。

いま一つ、これは大蔵省の原案では、最初名古屋の調達局と金沢調達事務所、これについて廃止するというふうな計画であつた。そして本年一月にはその旨、第一次の発表ではその内示さへあつた。それがその後変更になつて、廃止については取りやめ、名古屋調達局、金沢調達事務所については存置の方針がきまつた、こういうふうに私も承知しているわけですが、そういうことになりましたと、これはどういふ理由で、一たん廃止すべきものが復元したのか、存置するようになったのか、いかなる理由に基づくのか、そうして、もしそうだとすれば、一たんこれは存置にきまつた以上、三十七年度以降についても、これは当然存置されなければならぬと思ひわけです。そこで、いかなる根拠に基づいて一たん廃止としまつたものが存置にきまつたのか、その点をまず明確にしたいことが一つ、それと、そのうであるならば三十七年度以降においても存置する方針であるが、その点いかがですか。こういう点お伺いいたしたわけですが、大蔵省が原案を出されたものですから、調達庁にお伺いする前に、大蔵省の方から一つ先にお伺いいたしたい。

○説明員(新保実生君) お答え申し上げます。三十六年度の調達庁の定員と機構の問題につきましては、私どもとしまして、調達庁の管理いたしており

ます米軍に対する施設が、御存じのごとく、各地にあるわけでございます。それと各調達局の職員、定員等を比較いたしました。業務量と職員数の関係をよく考へまして、米軍提供施設の数がかなり減つてゐるところにつきましても、あえて局という形でなくとも、事務所とか、そういうもので間に合うのではないかと、かような考えから名古屋調達局と金沢の事務所につきましても廃止という案を御提案したわけでございますが、これが取りやめになりました。理由はつきましては、まあ私、間接に聞いたもので、その場に立ち会つていたわけでございまして、ございませうが、いろいろ新しい安保条約、あるいは行政協定にかゝる国連軍関係の地位協定というものができたわけでござい

ます。一方、調達庁所掌の仕事の量につきましても、あるいは占領期間中の見舞金、給付金でございますが、そういう新しい仕事もふえて参つておりますので、そういう事情を考へた場合に、局の廃止あるいは事務所の廃止というものは適当でない、こういう判断のもとに取りやめになったものと私は聞いております。

今後のことでございますが、いろいろ業務量とか、あるいは地位協定に基づく業務というものは、よく今後変わり得るものでございまして、からどうだというふうに申し上げるわけには参らないと思ひます。また一方、政府におきましては、行政機構全体について再検討するという問題も日程に上つておるやに聞いておりますし、また先ほど調達庁長官から御答弁申し上げましたように、自衛隊が使つておる基地、それから米軍が使つておる施設、そ

うものの管理機構をどうするかという問題も一方においては起つておるわけでございまして、そういう問題とあわせて考へて参りたいと、かように考へております。

○政府委員(丸山信君) 主計官のお答へを通り、当初名古屋局管内には、目下米軍が大きい駐屯し、あるいは大きな施設を持つておるものが非常に少ない、そういうことから、業務量的にも局としてではなく、たとへば隣接の大阪等の局のうちで、名古屋は事務所であらうではないかという御意見もございまして、しかしながら、各般の業務量、それから今後また法律の提案等におきまして業務、それらのものを見直しまして、やはりこれらの業務遂行には名古屋に局が必要であるという結論になりました。従来通りということになったわけでございまして。

今後の問題でございますが、先ほども若干申し上げましたが、何としても米軍の基地関係のみに依存しておる状況におきまして、非常に不安定な要素がある。私は、この現在におきまして、名古屋管内に米軍の施設、区域が少なくなつたといへども、これに関連する業務というものは、まだやり足りない、まだ不十分だといふ面が多々あると存じます。この面の仕事で十分にある。従ひまして、私としては、来年以降といへども名古屋局は必要である、かように考へております。ただし、かしながら、米軍関係のみの業務ということになりますと、こちら日本側では、いかんとも計画その他の及ばない面と要素があることは事実でございますので、それが不安定の要素になる、このようなところにも思ひをいた

して将来の対策を立てなくちゃいけない。そこで、先ほど申し上げましたように、目下防衛本庁との間に、いろいろ演習場、飛行場、いわゆる基地等の問題に關していかにせよ、この行政が改善になるか、また、それに應ずる機構はどうあるべきか、これらについて専心研究をしておる次第でございます。

○伊藤道君 時間がございませうから、最後に一点お伺いしておきますが、これは調達庁の将来の機構に關して目下防衛庁で検討中ということでありまして、防衛庁長官にお伺いをするのが一番適切だと思ひますが、幸ひ調達庁長官が見えておる。あなたは当然この問題に参画しておるのでありましようし、大体動向についておわかりであらうと思ひます。そこで、お伺いしますが、調達庁は先ほど来からも申し上げておるやうに、機構とか、あるいは定員がどんどん削減されて、目下の調達庁の職員は意氣阻喪しておる。しかしながら、調達庁は防衛庁の外局であり、国防の大本からいって、いわゆる基地行政の面において同種同様の業務を両者で扱つておるわけですから、そこで防衛庁、調達庁両者の同種同様の業務のうち、これはいづゆる調達庁でやることの方が適切であるという、そういう業務については、調達庁で一括して、そして何となく調達庁の機構が、また、その定員が削減されないやうに、縮小されないやうにということをして、調達庁の職員は熱望しておるわけですから、こういうことで、検討はだいたい進んでおるやうに思ふのですが、現段階では一体どうなるのか、本日のところを一つお聞きして、本日のところ

ろ、この点に關しては質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) ただいまの西村防衛庁長官は、調達庁のまた私どもを担任された大臣でございますが、この機構問題につきましましては、大臣を初め防衛庁の幹部諸君におきましても、私が先ほど述べましたように、自衛隊あるいは米軍といふものの基地行政といふものを別々に、ばらばらにしておくこと、これの成果がいかに、また、これを総合的に統一することによつて、もつと基地に關して周辺の方々に及ぼすいろいろな御迷惑を軽減する道、これらの改善処置に對しては、どうしても同じく一本で総合的に取り扱ふ必要がある。これらに關して、ここに一つの機構として、調達庁それから防衛庁内の担当局ともあわせてものを考へるという方向においては意見は一致を見ております。それを具體的にどのようなものにし、また、いつを目的にして実現できるか、これらの具體策について目下検討を加えておる次第でございます。なお、かりにこの大きな機構の改正の問題といふものは、なかなかまた別の方面からのむずかしい面がございまして、早急の実現は困難だといひましたが、さしむきの状況においては、今、先生もお話がありましたやうに、同種同様の仕事が多々あるものでございまして、この同種同様のものを、従来長い経験と知識を持つておると思ひます調達庁の方でやつていくならば、その面においても行政の改善になり、かたがた調達庁の職員の身分、定員という問題についても一つの安定の道を見出し得る、このやうなことはぜひ直ちにしてい

いく、こういうところに話が進んでおります。この実現を私は防衛庁の幹部とともに目下具體的な措置を検討しておる次第でございます。

○伊藤道君 目下検討中ということはお聞きしないでも私知つておる。目下検討中でなくして、それは目下検討中でしやうが、一体見通しについて、どういふ見通しを持つておるか。目標がなくして事態が進んだつて意味がないと思ひます。大体いつごろまでにその成果を得る予定なのか。物事にはやはり目標があるやうに思ふのです。もちろん、それより早くできる場合もあるし、おくれる場合もございませう。大体目標はどういふところに置いておるのですか、それだけをはつきりしていただきたい。

○政府委員(丸山信君) 大きな機構問題の大綱的な取りきめ、それからさしむきの業務の調整、これに關しましては、少なくとも来年の予算の編成をし、大蔵省に提出するのが八月末日でございますから、その時期までには、これを防衛庁との間にほつきりした話をつけた、この目標のもとに努力をしております。

○山本伊三郎君 予定がちょっと狂つてきたやうですが、本問題は防衛の問題にきつめて大きな関係がありますから時間も過ぎてしまつておるやうですが、せつかくですら、この問題について一問だけ、行政管理局長官も見えなつておるから、国家行政組織法の問題にもきつめて関係の大きい問題でありますので一つお答へ願ひたい。

きよりの午前の防衛二法案の審議の中でも、防衛庁長官が触れておられる今の問題ですね、調達庁を防衛庁の内

局としてこれを包含したいというより、
な意向を述べておるのです。しかし、
これは私としては反対なんです。これ
は国家行政組織法の元締めである行
長官に私はお伺いしたいのですが、
調達庁長官にも意見を述べてもらいた
い。今、ちょっと言われましたけ
れども、実は現在調達庁の事務とし
ては駐留軍、いわゆる米軍の關係の問
題のみを処理するという事になってお
る。従って、これは米軍がだんだん
帰っていくのですから、少なくなる。
職員の立場からすると、減員になつて
非常に不安でございますが、国の行
政としても、自衛隊のいろいろな事故
がある。これは昔、旧憲の軍隊のとき
には、陸軍なり海軍がやつておつたの
ですが、ああいう軍隊とか、そういう
権力で押えて、国民の不満が内攻して
おる場合がたくさんある。しかしその
当時は、軍の力が強かつたから、勢
いそれが出てこなかつた。今はシビル・
コントロール、いわゆる文民優先の自
衛隊です。私は自衛隊に反対ですけれ
ども、一応現実の問題としてあるの
ですから……。それからよつて起ること
ころの事故というものは、これは当然
防衛庁以外の独立した官庁で処理すべ
きだと思ふ。そうすることによつて、
国民の利益というものは公平に守られ
ると私は思ふのです。われわれはそ
う主張で、調達庁が防衛庁の内局
に入つて、防衛行政の中で運営する
ことは私は誤りであると思つており
ます。国民はまた再び自衛隊という
うり力に押えられて、ほんとうの要
求というものは出てこない。それが内
攻していつて、これはまあ反軍思想と
いいませんけれども、——私は自衛隊

を軍と思つておらないのですが——そ
ういふものが内攻して、ほんとうのシ
ビル・コントロールの自衛隊、皆さん
方自民党のいわれている自衛隊、そ
ういふものが歪曲されてくる。非常に困
つた問題になると思ふのですが、この点
について、行政管理局長官はどうお考
えになるか、一応聞きたい。

○国務大臣(小澤重喜君) まだ調達
庁が内局になつてそれから防衛庁に入
るといふようなことは、正式に何も相談
を受けておりません。しかし、だんだ
んという問題が起きました場合には、
よくお話の趣旨を尊重いたしまして、
善処したいと思つております。

○山本伊三郎君 これは重ねて言つて
おきますが、防衛庁長官は、すでにそ
ういふ考え方で進んでおるようです、
私の聞く範囲では。従つて、私は、そ
のとき質問したかつたのですが、き
うは残してあるのですが、たまたま行
政管理局長官が国家行政組織法の元締
めとしておられるのですから、総理の
お考えも聞きたいのですが、そういう
点は十分考へて検討してもらいたい、
こういうことを希望しておきまして私
の質問を終わります。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言も
なければ、本案に対する質疑は、本日
はこの程度にとどめ、残余の質疑は次
回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託
された。

一、建設省設置法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
二月二十五日)

一、恩給法等の一部を改正する法律
案
(予備審査のための付託は三月三日)